

令和6年度第1回札幌市文化財保護審議会

日時 令和6年8月2日（金）13：15～

会場 札幌市役所本庁舎18階第4常任委員会会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

I 経常事業（文化財係関係）

II 経常事業（埋蔵文化財係関係）

III 政策事業

IV 札幌市地域文化財認定制度要綱改正案について

V 第2期札幌市文化財保存活用地域計画（素案）について

3 閉 会

1 開 会

○事務局（宮村） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回札幌市文化財保護審議会を開会いたします。

議事に入るまでの間、私、文化財係長の宮村が進行のほうを務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。ここからは、座って説明させていただきます。

本審議会は、札幌市教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存や活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して委員会に建議するものとなっておりますが、審議事項がない場合でも、年2回から3回程度は本市の文化財行政について御報告等をさせていただくとともに、委員の皆様から御意見をいただく場を設けているところでございます。

それでは、開催に先立ちまして、市民文化局長の前田より御挨拶を申し上げます。

○事務局（前田） 皆さん、こんにちは。市民文化局の前田でございます。

本日は、本当に皆様大変お忙しい中、令和6年度の第1回札幌市文化財保護審議会のほうに御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃から本市の文化財の保存・活用、様々な場面におきまして皆様から厚く御支援、また御協力いただいておりますことを改めて厚く御礼を申し上げます。

本市の文化財の取組につきましては、後ほど詳しく御説明と御報告をさせていただきますが、文化財施設の耐震化、それから保存・改修に関しまして、少し触れさせていただきます。

国指定の重要文化財につきましては、皆様御承知のとおり、旧札幌控訴院庁舎、資料館でございますが、こちらの保存・修理事業を引き続き行っております。また、時計台につきましても、新たに保存活用計画、こちらのほうに着手したところでございます。また、市の指定有形文化財につきましては、昨年令和5年度に清華亭のほうの耐震改修工事が終了いたしました。旧黒岩家の住宅につきましても、現在、耐震・保全の改修を進めているところでございます。

そして、本日この後、また御審議をいただきますけれども、令和2年に策定いたしました札幌市の文化財保存活用地域計画、こちらのほうが今年度までが計画の一通りの区切りとなっております。第2期となります計画の素案につきましても、この後御説明させていただきますので、ぜひ御意見を頂戴したいというふうに考えております。

この計画、改めて申し上げるまでもございませんが、札幌市の文化財の保存・活用、これに関する大切な指針となる計画でございます。ぜひ委員の皆様の御専門のお立場、そして見地をもって、十分な御審議、御意見をいただければ大変ありがたいと存じます。

結びとなりますが、本日の活発な御審議もお願いすると併せまして、札幌市といたしましても、この札幌の文化財の活用、そして保存をしっかりとやっていきたいという思いでございますので、引き続きのお力添えを賜りますように、また改めてお願いを申し上げます。簡単ではございますが私からの御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（宮村） 大変申し訳ありませんが、前田はこの後、別の業務が重なっておりますので、ここで退席させていただきます。

○事務局（前田） どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（宮村） それでは、本日の資料を確認させていただきます。事前に送付しました資料を御覧ください。

まず、次第と委員名簿がございます。次に、「札幌市文化財保護条例」、「文化財保護条例施行規則」、「文化財保護審議会の公開に関する取扱要領」、「文化財保護審議会傍聴要領」といった審議会の関係規定をまとめた資料が6枚、両面印刷で配付しております。

次に、表紙に「令和6年度札幌市文化財保護審議会（第1回）」と記載されている資料がございます。こちらは、1ページ目から7ページ目までが本編、続けて8ページから最後76ページまでが別添資料となっております。さらに、「第2期札幌市文化財保存活用地域計画（素案）について」という資料が別資料で用意しております。

資料については以上となりますが、不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

令和6年4月の人事異動で事務局の職員が代わっておりますので御紹介させていただきます。

文化部長の米森でございます。

○事務局（米森） 米森でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（宮村） 文化振興課施設担当係の水野です。

○事務局（水野） 水野でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（宮村） 同じく福井です。

○事務局（福井） 福井でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（宮村） どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、審議会の成立について御説明いたします。

本日は委員10名中、内山委員、富士田委員から欠席の御連絡がありました。8名の委員の皆様にご出席いただいております。文化財保護条例施行規則第4条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、この会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、ここから谷本会長のほうに議事進行をお願ひいたします。

2 議 事

○谷本会長 会長の谷本でございます。皆さんどうもお疲れさまです。ありがとうございます。

スムーズな審議が諮られますように御協力をお願いいたします。

それから、傍聴の方が今日はあるというふうに向っておりますが、先ほどお示しされた傍聴要領を遵守していただけますようによろしく御協力をお願いいたします。

では、手元の次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。本日の議事は、5件となっております。

議事の一つ目、経常事業（文化財係関係）をまずは審議していきたいと思っておりますが、事務局から説明をよろしくをお願いいたします。

○事務局（宮村） それでは、資料の1ページ目になりますが、I、経常事業（文化財係関係）、1、令和5年度事業報告について御説明いたします。

（1）市内の文化財の指定等についてですが、令和5年度の市内の指定・登録文化財の状況については、資料の9ページから11ページ、別添1-1、1-2を御覧ください。こちらが一覧になっておりますが、昨年度新たな指定・登録はございませんでした。

また、未指定・未登録の文化財の保存・活用の機運醸成を目的に、令和5年度から「札幌市地域文化財認定制度」を運用開始しまして、5件認定いたしました。資料は13ページの1-3になります。こちら令和6年度は、要綱の一部改正を行った上で募集する予定となっておりますが、詳細は後ほど議事4で説明させていただきます。資料の1ページに戻りください。

次に、（2）札幌市所有文化財の保存・活用についてでございます。

札幌市が所有する指定登録文化財のうち、建造物や史跡については、文化財本来の価値を損なわないよう、適切な維持管理を行うとともに、市民等のニーズを踏まえた幅広い活用の在り方を検討のうえ、修繕や復元、耐震化等の保存・活用工事を実施し、観覧施設等としての公開を行っているところです。また、指定文化財である歴史資料等は、複製を活用するなど、適切な保存と公開に努めております。

文化部のほうでは、15件の指定文化財を所管するほか、市有施設等において、地域の団体等が資料の保存・展示を行う郷土資料館への支援を行っております。指定管理者制度を導入している時計台、豊平館、旧札幌控訴院庁舎、旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮のうち、旧札幌控訴院庁舎は、指定管理期間の満了に伴いまして、令和6年度から令和10年度までを期間とする指定管理者の選定を行いました。結果としまして、指定管理者に変更はございませんでした。

15ページを御覧ください。別添1-4は、主な札幌市所有文化財の管理方法や公開状況、観覧者数などをまとめた資料となります。

令和5年度の観覧者数は、多い順に時計台、旧札幌控訴院庁舎、旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮、豊平館の順となっておりますが、令和4年度と比較しますと大幅に増えた施設もあるところです。

続いて17ページ、別添資料の1-5になりますが、札幌市が土地又は建物を所有している市内の郷土資料館を一覧にまとめたものになります。

資料の1ページにお戻りください。

(3) 無形文化財保存伝承事業について御説明します。

札幌市では、市指定無形文化財、丘珠獅子舞及びアイヌ民族の伝統行事であるアシリチェプノミの保存伝承事業に対する補助事業を行っております。このうち、丘珠獅子舞は、昨年9月18日の丘珠神社秋季例祭において4年ぶりに実施されたところです。また、アシリチェプノミは実行委員会からの補助申請はありませんで、補助事業としての実施はございませんでした。

次のページを御覧ください。

次に、(4) 文化財の普及啓発について御説明いたします。

市民等に対し、文化財の価値と魅力を発信するため、各種情報媒体の整備、文化財課ホームページでの情報発信、職員による文化財の普及啓発講座等を実施しました。例年実施している文化財保護指導員による文化財普及講座は5件、小学生向けの出前講座による「学校DEカルチャー」は2件実施したところです。

次に、(5) その他の主な取組について御説明いたします。

これまで御説明した以外に、時計台創建記念日記念行事がございます。時計台をより市民に親しんでもらうための活動を行っている「時計台まつり実行委員会」により、「時計台創建145周年記念式典」及び「記念演奏会」が開催されました。例年は、この事業への補助を行っていましたが、補助の申請がなかったことから、この行事に対する広報等の支援を行っております。

次に、2、令和6年度実施予定事業について御説明いたします。

資料に記載しておりますとおり、

- (1) 札幌市所有文化財の保存・活用については継続。
- (2) 無形文化財保存伝承事業については、丘珠獅子舞保存会、アシリチェプノミ実行委員会のそれぞれから補助申請があり、支援を行うこととしております。
- (3) 文化財の普及・啓発については、文化財保護指導員による普及講座を継続するほか、冊子である「札幌の文化財」ですとか「文化財めぐりマップ」などの配布も継続してございます。
- (4) その他の、時計台創建記念日記念行事への広報等の支援も継続しているところです。

また、資料に記載はしてありませんが、今年度は、豊平館が現在の指定管理者による管理が終わることから、新たな指定管理者の選定事務を行っているところです。

以上で、I、經常事業（文化財係関係）についての説明を終わります。

○谷本会長 どうもありがとうございました。

I、經常事業（文化財係関係）について御説明をいただきました。

今の御説明について何か御質問、あるいは御指摘等ございますでしょうか。お願いします。

○高瀬委員 郷土資料館は、おそらくコロナの制約がなくなったために来館者が増えたかと思えます。そのなかにあつて定山溪が88人とすごく少なくなっていると思いますが、さきほどいただいたパンフレットには移転すると書いていました。あれだけ人が来ているところで、来訪者がここまで少ないのは宣伝が足りないか、定山溪を訪れている人とのニーズのミスマッチがあるのではないかなと思います。もし移転するのであれば、いい機会だと思いますので宣伝を強化していただいたほうがいいかと思えます。ホテルにパンフレットを置くだけでも、かなり違うかと思うのですけれども。

○事務局（宮村） 教育委員会が所管しておりますので、移転後につきましても、何かPR等協力できることがあればしたいと思っております。ありがとうございます。

○高瀬委員 場所は中心部へ移りますか。今は少し外れにあつて、鍵も借りないといけないので不便ですが。

○事務局（宮村） 場所も中心部というよりは、定山溪義務教育学校というのができることになっていまして、その敷地のほうに。

○高瀬委員 新設ですか。

○事務局（宮村） 別の場所に移る形になります。

○高瀬委員 今よりは行きやすくなるという印象をもったのですが、そうであれば入館者数を増やすチャンスかなと思ったのですが。

○事務局（田中） 定山溪中学校の敷地の中なのですね。ちょっと主要道路から入ったところになるので、場所としては分かりにくい。

○高瀬委員 それであれば、逆に、ちゃんと宣伝しないとさらに減ってしまうかもしれません。

○事務局（宮村） いずれにしても、担当部局のほうにも、その辺りは御説明しておきたいと思えます。

○谷本会長 よろしくお願ひします。

○往田委員 定山溪地温泉地区のホテルなどで、観光案内所に置いてあるマップがありますよね、ウォーキングマップみたいな。そちらのほうには郷土資料館の案内があつた記憶あるのですけれども、どうだったでしょうか。また多言語マップがあると観光客が多く行かれるように思えます。

○事務局（宮村） すみません、そこまでの情報は私どもも把握しておりませんでしたので、リニューアルするということもありますので、その辺りは確認しておきたいと思えます。

○往田委員 最近では結構外国の方が、今、定山溪にいらっしゃっているので、歩いて行ける場所に開館時間内であれば見に行くのではないかなと思います。

○谷本会長 よろしゅうございますか。

学校の敷地の中ということもあるみたいですから、そこはちょっと何かうまく自由に入れるのかどうかですね。その辺りが多分問題なのでしょうね。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では私、一つ質問ですが、アシリチェプノミと、それから時計台創建記念日記念行事は、主催団体から補助の申請がなかったから、今回は予算の執行はなかった。

○事務局（宮村） そうですね。令和5年度はそのような形に。

○谷本会長 行事は行われた。

○事務局（宮村） そうです。5月から10月ぐらいまで毎月コンサートを行ったり、そういうことはやっておりましたので、我々も広報紙などで鑑賞者の募集のお手伝いをしたところですよ。

○谷本会長 アシリチェプノミもそうですか。

○事務局（宮村） 昨年度は、補助事業としての申請はなかったところでございます。

○谷本会長 行事はやった。

○事務局（宮村） 行事は、やられたというふうに聞いております。あまり大々的にはやられなかったのかなというふうに思います。

○谷本会長 補助の申請がなかったという状況は、続きそうなのですか。

○事務局（宮村） 今年度はもう既に補助申請ありまして、今年度は実施される予定になっております。

○谷本会長 分かりました。ありがとうございました。

では、議事を進めていきたいと思っております。

議事の二つ目は、経常事業（埋蔵文化財係関係）になっております。これについて事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○事務局（石井） 埋蔵文化財係長の石井でございます。

経常事業の埋蔵文化財係関係につきまして、資料3ページ目、埋蔵文化財保護事業から御説明をさせていただきます。

埋蔵文化財の保護と開発事業との調整を図るために実施いたします協議等の件数について、令和5年度の実績を3ページの上段、表1にお示ししております。表の各項目の下段に示した括弧内の数字は、令和5年度の件数から前年度令和4年度の件数を引いた数字でして、各項目の前年度からの増減をお示ししております。前年度と比べますと、一番左側にあります照会件数は1割弱増えているということになりますが、その隣の協議件数であるとか、届出・通知と書いてあるところ、そちらの件数等に関しては、ほぼ横ばいということになってございます。

なお、これらの埋蔵文化財の保護のための協議に係る手続につきましては、ホームページ上でフローチャートをお示ししているとともに、埋蔵文化財の包蔵地分布図、遺跡の地図のほうをホームページで公開して、最新の情報を提供しているところでございます。

次に、令和5年度に実施した発掘調査事業について、表2にお示ししてございます。上段、K498遺跡というのが北区の屯田町にある遺跡でして、道路の新設工事に伴いまして縄文文化の遺跡の発掘調査を実施しております。また、表の下段、令和4年度に発掘調

査を実施した西区八軒にあるN434遺跡について、発掘調査報告書の作成・刊行を令和5年度に実施しているということになります。

なお、上段の屯田地区にあるK498遺跡については、発掘調査期間の後半、9月に遺跡の見学会を開催し、市民の皆様にご覧いただき、調査中の遺跡を公開しております。地元の方を中心に100人を超える方に御参加いただきました。

続きまして、令和5年度の普及啓発事業について御説明いたします。

埋蔵文化財展示室の入場者数等の実績について、3ページ下段の表3でお示ししております。括弧内は、令和4年度の実績をお示ししたものです。展示室の入場者については、前年度から約1割増ということになっておりまして、コロナ前の平成30年度以来の4万人を超えということになってございます。団体見学につきましても、件数、人数ともに増加しております。出前講座につきましても、従前から年度ごとに依頼数に増減ございまして、令和5年度については減少ということになってございます。

展示室の企画展につきましても、表3の上にお示ししております。令和5年度から年間の開催回数を2回から3回に増やして開催をしております。①、②、③の内容で令和5年度は開催いたしました。

続きまして、ページめくっていただいて4ページ目、丘珠縄文遺跡の運営管理事業について御説明いたします。

令和5年度の来場者数等の実績を4ページ上段、表4にまとめてございます。こちらも括弧内は、前年度令和4年度の実績をお示ししております。来場者数につきましても、前年度から2割ほど増加しております。5万人を超えております。コロナ前のピーク時の8割程度まで回復したということになります。また、団体利用、縄文土器づくり、縄文玉づくり等の体験学習の参加者数も前年度を上回っているということになっております。

丘珠縄文遺跡の発掘調査につきましても、8月から9月にボランティアの参加の下で実施をしております。発掘調査期間後半の9月の連休2日間に、調査中の遺跡を広く市民の皆様にご覧いただくイベントを開催しております。また、ボランティアにつきましても、令和5年度からボランティア活動をコロナ関係の制限を全て撤廃して通常形で実施いたしました。

以上が、令和5年度の事業報告ということになります。

続きまして、2、令和6年度実施予定事業について御説明をさせていただきます。

まず、埋蔵文化財保護事業でございますが、今年度令和6年度の発掘調査事業につきまして、表5にお示ししてございます。発掘調査の現地作業が1件、整理作業が1件でございます。

発掘調査の現地作業は、表の上段、北区西茨戸地区に所在いたします、K557遺跡で、こちら道路の新設工事に伴う調査ということになります。5月下旬から調査に着手しております。9月上旬まで実施するという予定になってございます。こちらの遺跡につきましては、平成30年度に隣接地を同じく道路の新設工事に伴って発掘調査し、縄文

文化の遺構、遺物が見つかっておりまして、その続きが今年度の発掘調査でも見つかり、そちらを調査しているということになってございます。

整理作業につきましては、表の下段に書いてございますK498遺跡、一昨年度と昨年度の2年間で発掘調査をした遺跡でございまして、こちらのほうの整理作業を進めているところでございます。

(2) 普及啓発事業でございまして、埋蔵文化財展示室では、企画展としまして、昨年度に実施した発掘調査の成果を紹介する速報展を5月から8月下旬まで開催しております。この後、9月から特別展として、北海道の指定有形文化財、K446遺跡の出土遺物を展示する特別展を開催いたします。また、12月以降に、先史時代の暮らしや食をテーマとする企画展を開催する予定であり、年間3回、昨年度に引き続き開催いたします。

また、今年度から小学生向けのアウトリーチ活動として文化庁が実施しております「学校DEカルチャー」に埋蔵文化財係でも参加しておりまして、令和6年度は二つの小学校で大昔の札幌の歴史をテーマとした出前教室を行っております。

なお、昨年度の第1回保護審議会でご意見を頂戴いたしました発掘調査報告書のインターネット上でのデータ公開の件につきましては、市民の地域学習等に果たす役割も非常に大きいため、本市でも奈良文化財研究所が運営しておりますウェブサイト（全国遺跡報告総覧）で公開していく方針とさせていただきました。昨年度刊行した報告書については、既に春先に公開を済ませております。

現在、過去に刊行した報告書のデータの公開について、原稿をお寄せいただいた組織外の研究者の方々、著作者の方々から許諾をいただく手続を進めておりまして、その手続が完了したもののから順次デジタルデータを公開していく予定でございます。

最後に、(3) 丘珠縄文遺跡の運営管理事業を御説明いたします。

丘珠縄文遺跡は、今年度4月末から夏期営業をスタートしておりまして、体験学習館において、火おこし体験、土器パズル等の体験を行っております。有料事前申込みの体験学習につきましては、縄文土器づくりを先週の7月27日・28日に開催しておりまして、2日間で合計141人の方に体験していただいております。また、縄文玉づくりにつきましては、明日8月3日と明後日8月4日に開催することになっておりまして、こちらも2日間で合計170人ほどの方に体験いただく予定となっております。いずれも前年度から体験していただく方の人数は大幅に増えております。

ボランティア活動については、今年度10人ほど新規のボランティアが加入しておりまして、現在、養成講座やボランティア集会を通じて、コロナ禍で影響を受けましたボランティア組織の再構築を進めているところでございます。

最後に、丘珠縄文遺跡の発掘調査については、今年度8月下旬から9月中旬にかけて進めていくことになっております。今年度から北海道大学の考古学研究室と連携させていただき、丘珠縄文遺跡の発掘調査で北海道大学の考古学実習を受け入れて、学生さんにも調査に参加してもらうということになっております。発掘調査の後半の9月の連休、14

日・15日に遺跡公開イベントを開催する予定であり、このイベントにも北海道大学の学生さんに一部参加・協力いただき、連携を進めていく予定です。ボランティアと学生との交流等を通じて、ボランティア活動が今後より活性化していく、そういった方向に向かっていくことを期待しているところでございます。

埋蔵文化財係の今年度の事業計画は、以上でございます。

○谷本会長 御説明、どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

高瀬委員。

○高瀬委員 一つは質問で、もう一つは提案です。丘珠では、講演会も毎年やっているかと思いますが、講演会は報告資料に入っていますか？

○事務局（石井） ボランティアさんの養成講座の一貫を兼ねまして公開講座というものを開催しており、平成30年度と令和元年度は開催できたのですが、令和2年度からコロナもありまして開催しておりませんでした。今年度から復活する予定で今準備を進めてございます。

○高瀬委員 もう一つは、普及啓発事業の中に、例えば資料の研究利用や画像提供などもあるかと思いますが、それらも簡単でいいので情報があればと思います。文化財がどのように活用されているのかがわかるからです。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございました。

では既に令和6年度に実施計画しているものもあるということですね。

○事務局（石井） そうですね。普及関係、埋蔵文化財の資料の活用に関しましても、こちらには示しておりませんが、令和5年度も依頼を受けて資料調査等協力させていただいております。

○谷本会長 分かりました。研究資源の活用、これは大きな実績になると思いますから、何か記録があるといいですね。

高瀬委員、よろしいですか。

○高瀬委員 大丈夫です。

○谷本会長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

では、埋蔵文化財については、ここまでにしたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、議事のⅢ、政策事業に入りますが、政策事業のうち、一つ目、歴史文化のまちづくり推進事業について事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（宮村） 資料は5ページを御覧ください。

本事業は、札幌市と市民の有識者が連携し、札幌市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の調査や活用等の取組を推進するものです。

令和2年の3月に設立した札幌市、札幌観光協会、札幌商工会議所の三者からなる札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会による各種事業の推進のほか、市内の文化財データベース化、郷土資料館の支援手法の検討を行うこととしております。また、文化財保存活用地域計画の計画期間が令和6年度までのため、次期計画案を策定し、今年度末には文化庁に提出したいという予定でございます。

(1) 文化財データベースの構築について説明いたします。

令和2年度から行っている事業であり、市内の指定文化財、登録文化財、札幌市の既往調査で把握した歴史的建造物、また一部を除きますけれども、郷土資料館の収蔵資料の情報を集約したデータベースを構築しまして、令和3年3月からインターネットで公開しております。併せまして、データベースに登録された情報をスマートフォン向けアプリ「にっぽん風景なび」というものに掲載しているところでございます。データベースの情報については、随時、追加・更新を行っているところです。

次に、(2) 協議会による事業について説明いたします。

令和2年度以降、札幌の文化財・歴史文化の価値と魅力を伝える新たなコンテンツである関連文化財群及びストーリーの設定に向けた市民ワークショップを開催し、7つのテーマの関連文化財群等を設定しました。また、文化財や歴史文化を観光資源等として活用する取組を促すため、ボランティアガイド講習会、モニターツアー、文化財の普及・啓発のためのシンポジウムを開催したほか、設定した関連文化財群等を題材とした市内文化財の周遊促進のためのパンフレットを作成しております。

資料の19ページ、別添資料2になりますけれども、令和5年度に実施した事業の報告書を添付しております。これらの事業については、主に文化庁からの補助金を財源として実施してきたところですが、令和5年度は総括評価期間としまして文化庁の補助金が得られない年でもございました。ですので、例年よりも規模を縮小し、ワークショップ、シンポジウム、子ども向け周遊パンフレットの作成を行ったところです。また、地域で郷土資料館を支える仕組みづくりを検討し、官と市民との接点をつくる具体的な方策を整理するためのワークショップを行ったほか、市内の未指定、未登録の文化財を対象とした現況調査などを行っております。

資料は、27ページから29ページの別添資料3になりますけれども、令和6年度につきましても、文化庁の補助金を財源としましてワークショップ、ボランティアガイド講習会、シンポジウム、新たに設定する関連文化財群等を題材としたパンフレットを作成するほか、ふるさと納税の寄附金を活用した事業の実施も予定しているところです。資料は、5ページの下の方にお戻りください。

(3) 郷土資料館の支援について御説明いたします。

札幌市が建物または土地を所有している郷土資料館においては、入館者数の低迷であったり、管理運営に係る保存団体等の高齢化による担い手不足など、様々な課題を抱えていることから、その支援手法について検討することとしております。

令和3年度、また令和4年度については、資料に記載のとおりでございます。

次に6ページになりますけれども、令和5年度は、市内の郷土資料館を紹介するパンフレットを作成し、各郷土資料館、文化財施設等へ配架しております。皆様のお手元に、参考にそのパンフレットを配付しております。

令和6年度は、先ほどの協議会による事業として子ども向け郷土資料館案内パンフレットの作成などを予定しているところです。

次に、(4)第2期札幌市文化財保存活用地域計画の作成について御説明いたします。

先ほども説明したとおり、令和6年度でこの計画が終了することから、今年度中に第2期札幌市文化財保存活用地域計画の計画案を策定し、今年度末には文化庁に提出する予定としております。

次期計画の認定を受けるに当たり、文化財保護法に基づき文化財保護審議会の委員の意見聴取が必要であることから、次期計画の素案について御意見をいただきたいと思っております。詳細は、議題のVで説明させていただきます。

歴史文化のまちづくり推進事業の説明については、以上でございます。

○谷本会長 どうもありがとうございました。

政策事業のうち、1番、歴史文化のまちづくり推進事業について御説明をいただきました。最後の保存活用地域計画については、後で議論をするということでございました。

それ以外のことについて何か御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。お願いいたします。

○甲地委員 5ページ目の(3)郷土資料館支援の1行目に「札幌市が建物又は土地を所有している郷土資料館(計13施設)」とありますが、先ほど見せていただいた郷土資料館のパンフレットには12施設のみが紹介されているのですが、この数字のマイナス1はどこに当たるのでしょうかということが一つ。

あと、このパンフレットはとてもいいと思うので、「各郷土資料館や文化財施設へ配架を行った」とありますが、何か関連、どういったところに配布されたのか。

私、博物館勤務をしているものですから、当館にも何部かあるといいなど。どういったところに配付されたのか。印刷費も今値上がりしているので、もし可能であればウェブサイトにてPDFをアップするというようなことがあってもいいのではないかと思います。質問というよりは感想です。

以上、2点お願いいたします。

○事務局(宮村) まずパンフレットにつきましては、篠路烈々布郷土資料館というところが、載っていないところになっておりまして、掲載情報等を関係者に確認して載せるころではありますが、載せない判断をされたところではございました。

また、配布先でございますけれども、先ほどの郷土資料館ですとか、文化財施設がそうなのですけれども、他には区役所ですとか区民センター等には配架しているところではございました。北海道博物館のほうには、確かに配布していなかったと記憶しておりましたの

で申し訳ございません。

○甲地委員 北海道博物館だけではなく、博物館に勤務する人は当然興味を持つと思うので。

○事務局（宮村） ありがとうございます。送らせていただければ、大変ありがたいなと思っております。

○甲地委員 ただ、道内たくさんありますから、それでちょっともし印刷が難しいようであれば、ウェブサイトへの掲載をしていただければと思いました。

○事務局（宮村） ウェブにつきましては、札幌市のホームページに既に掲載しております。公開しているところになっております。

○甲地委員 存じ上げずごめんなさい。より一層宣伝していただけるといいかなと思いません。

○事務局（宮村） ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかには何かございますでしょうか。池ノ上先生。

○池ノ上委員 5ページの（1）文化財データベースの件なのですが、一つは、データベースがどんな情報でというか、形式でデータベース化されているのかというところを教えてくださいなというところで、なぜかという、ぜひこの文化財のデータをまちづくりとかビジネスとか、いろいろなところに活用していくためのベースになるものだなと思うのです。なので、例えばGISデータみたいなもの、地理情報みたいなものもあるのかどうかとか、あるいは公開される方向なのかどうかとか、ご説明いただいたアプリもいいのですけれども、データベースとしての公開みたいなことというのは可能なのかどうかとか、どういった項目でデータベース化されているのかというところを教えてくださいなと思いました。

○事務局（宮村） ホームページには既に載っているものではあるのですが、指定の文化財ですとか、登録の文化財のほか、郷土資料館の資料も1点1点写真つきで紹介しているものになっております。

GISという地理情報は、データベースに直接貼付けは難しく、別のページにはなるのですが、そちらにリンクを貼るよう改修はしたところでございます。

○池ノ上委員 データベースそのものは公開される方向ではないという形ですかね。ご説明いただいたようにウェブ上での公開も良いのですが。

○事務局（宮村） 検索はできるような形になっています。

○池ノ上委員 データが載っているということですかね。

○事務局（宮村） そうです。一覧というより検索ができるような形です。

○池ノ上委員 分かりました。ありがとうございます。いろいろ研究的な作業なのかもしれないのですが、やろうとするとホームページに掲載されている情報というのはあるのですが、結局それを全部拾っていくと、落とし直さないと次の作業ができなく

て、そういったところのCSVデータの公開みたいなこともあると、ビジネスの方も含めて可能性は広がるのかなと。

○事務局（宮村） システム的に可能なかどうかは、確認しておきたいと思います。

○池ノ上委員 ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。往田先生。

○往田委員 （3）の郷土資料館支援というところで、「管理運営にかかわる保存団体等の高齢化による担い手不足等、様々な課題を抱えていることから、その支援手法を検討する」とありますけれども、実際、郷土資料館のパンフレットに載っている施設は見学しようとする、休みの休日の設定から、なかなか見学できない方もいらっしゃると思いますが、結局、ある程度シニアの方で、歴史好きで、とても強い意志のある方に委ねられているのが実情だと思います。

ここで、ボランティアということが一番現実的なのですけれども、ボランティアに頼るとなかなかこの問題が解決しないのではないかと。ふるさと納税の寄附金の活用ということもありますけれども、多少なり、こういうところにボランティアの方の交通費くらいとか、勉強会の交通費とか料金とか、何かそのくらい検討するとどうなのかなというのと、そのボランティアの方がもうどんどん先細りしてくる可能性があるのも、人材バンクみたいなそういう仕組みがあると、今仕事をしながらでなかなか参加できないような方でも、やってみたいなという人がボランティア研修をOJT方式でも体験出来る仕組みというか、そういうような取組があればいいのではないかなと思いました。

実際市民ワークショップを開催すると、御高齢の方ももちろんいらっしゃるのですけれども、その前段階の40代、50代の方の参加もそれなりにあるので、そういう方々がお手すきの日程で本業と掛け持ちしながら担当するとか、あるいは現役をリタイアしたときに手伝いたいなというようなのが人材バンク的組織にプールできれば、人材育成や人材補填が出来るのかもしれないのではと思いました。

○事務局（宮村） 大変貴重な意見ありがとうございます。

支援につきましては、これまでも検討していますし、恐らく今後も検討していくべき事柄だという認識を持っているところでございますので、今、往田委員がおっしゃったことも併せて検討していきたいと思っています。

○谷本会長 どうもありがとうございました。

ほかよろしゅうございますでしょうか。

では、また議事のほうを進めていきたいと思います。

政策事業の二つ目になりますが、文化財施設等保存事業について御説明をお願いいたします。

○事務局（小島） 6ページ、2番の文化財施設等保存事業につきまして御説明させていただきます。

当該事業は、文化財施設の適切な保存のため、事後修繕に頼るのではなく、予防的修繕を計画的に実施することを目的として、平成29年度に事業化し、現在も継続しております。

令和2年度からは、施設の耐震化も事業として位置づけましたほか、令和3年度からは、対象を文化財課所管の郷土資料館まで広げております。詳細は、別添資料で説明させていただきます。35ページのほうを御覧ください。別添資料5になります。

こちら構成として、1番に概要、2番に経緯、3番はこれまでの実績となりまして、1番、2番と、3番の令和4年度実績のところまでは、昨年度の第1回の保護審議会でも説明させていただいている内容でしたので割愛させていただきました、3番のこれまでの実績の令和5年度のところから御説明いたします。

こちら清華亭の耐震・保存修理工事を令和5年度に終えておりまして、今年の4月22日から観覧を再開しておりますが、その際、新聞等でも取り上げていただいた効果もあつてか、入館者数が例年よりも多い傾向になっております。コロナ前の平常時ですと春から秋のいい季節であれば、毎月七、八百人の入館者数が清華亭にはあったのですが、今年は5月以降、毎月1,000人を超えるお客様に来ていただいている状況です。

令和5年度の実績、二つ目に記載しております旧黒岩家住宅耐震・保存修理基本検討、そして計画に基づく修繕の実施をしております。計画に基づく修繕の部分、具体的には、新琴似屯田兵中隊本部の外壁等の修繕ですとか、八窓庵の外壁・内壁の劣化部の修繕を実施しております。

次に、36ページをめくっていただきまして、4番、令和6年度の計画となっております。大きく項目としては、修繕、耐震、防火、その他の四つの項目に分けておりますが、それぞれ状況としましては、修繕のほうの八窓庵、豊平館、これについては、先日入札が終わりまして契約手続中です。琴似屯田兵村兵屋跡の引込設備修繕に関しては、現在発注準備中。耐震の旧黒岩家住宅については、6月3日に実施設計業務に着手しております、履行期間としては来年2月12日までの業務となっております。防火については、国指定重要文化財に対する防火対策概略検討、そして、その他として旧黒岩家住宅の展示計画・設計がございますが、こちらも発注準備中となっております。

5番の今後の予定の部分ですが、こちら、次のページのA3の大きな表の蛇腹になっている別添資料6のほうに今後の予定として書かせていただいております。こちら令和7年度以降の記載もしておりますけれども、こちら昨年度の第1回で説明させていただいている内容とほぼ変更なしでございます、この内容については、今のところのあくまで予定ということで、予算ですとかは確定前ですので想定であるということ、未確定事項であるということを示し添えます。

そして、36ページに戻っていただいて、6番の課題ですけれども、こちらについては、昨年度説明させていただいた状況とあまり大きく変わっておりません、やはり文化財施設の修繕については、資材の高騰ですとか職人不足で、修繕費用の増加ですとか施工

業者の不足によって事業の進捗への影響が出ていたりということがございます。例えばですけれども、昨年度、予算要求の際に取っていた参考見積の内容を全く変えずに今年度発注しようとする、やはり同じ額ではできないということで、やむなく修繕箇所を減らしたりですとか、そういう工夫をしながら実施している状況です。

二つ目の耐震改修工事につきましても、数か月から1年程度の休館が必要になる見込みの事案が多いですので、事前調整ですとか周知、休館中の対応、代替の展示などのほか、工事中の防火対策を検討する必要がございます。清華亭の休館中の防火対策として、仮設の火災報知器、煙感知器ですね、これを有線ではなく無線で飛ばせるようなものを活用してうまく対応できたかなと思っております。これについては、旧黒岩家のほうでも継続して検討したいと思っております。

最後に、追加防災施設整備に関する課題と感じている部分ですけれども、こちら文化庁の指針に基づく防災施設の追加整備の事例というのは、全国的にはまだまだ数は多くそろっていない中で、時計台ですとか豊平館の重要文化財に追加で実施できるような防火対策を考えていくという状況にありますので、専門家の助言を得ながら今必要と考えられる追加の防災施設の整備というのを考えていく必要があると考えております。

この文化財施設等保全事業の中で、最後に、別添資料7というのを39ページから書かせていただいておりますが、こちらは今年の3月の令和5年度第2回の審議会のほうでお配りしていた資料の完全版でございます。こちらの資料ですが、前回お配りしたときは概要版ということでページ数を減らして説明させていただいたのですけれども、そのせいで一部御質問にお答えできなかった部分もあったので、改めて今回は全編載せさせていただきます。

例えばなのですけれども、お答えできなかった部分として、41ページに現状の黒岩家住宅の重心と剛心がずれているせいで大きな地震が起こったとき、倒壊、崩壊する可能性が高くなっているという説明の後に、前回は4種類の補強の案というのをパターンでお示ししたと思うのですけれども、その4パターンに落とし込んだときに重心と剛心はそれぞれどうなるのというところの資料がちょっと欠けてしまっていたので御紹介するのですけれども、45ページを御覧いただけますでしょうか。

例えばですけれども、こちら耐震改修案1の場合は、重心と剛心が、重心が赤丸、剛心が緑のダイヤモンドになっていますけれども、この薄い緑の正方形のエリアに入っているということで、バランスの取れた剛心の範囲というふうに検討されております。

それと同様に、47ページの耐震改修案2の場合も、薄緑色の範囲にお互いが入っていますねという図になっているのと、同じように51ページ、耐震改修案3でも、薄い緑の範囲に入っていてバランスが取れています。59ページ、耐震改修案4についても同じようにバランスが取れた範囲に入っていますという、こういった資料がございましたので補足として御覧いただければと思います。

それ以外にも、61ページの左上のところなのですが、この辺りは特に御質問も多くい

ただいた部分なのですけれども、18番、「柱小屋組の補強等」のところでは、
「小屋組については、トラス部材の接合部に外れている部分が確認される。これは木材が乾燥収縮し、外れやすくなっていたところ、地震等の横向きの外力を受けることで生じた可能性が考えられる」ということで、設計者のほうに「この件を審議会で委員の皆さんから御質問がありました」というふうに設計事務所にフィードバックしたところ、このような回答を追記して示していただいております。

旧黒岩家の基本検討業務のこちらの概要版の資料の補足については、以上でございます。

以上で、文化財施設等保全事業については説明を終わらせていただきます。

○谷本会長 ありがとうございます。

政策事業の二つ目、文化財施設等保全事業について御説明いただきました。特に、黒岩家について、前回の補足という形で少し詳しく御説明をいただいたところではございました。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

照井先生、お願いします。

○照井委員 6番の課題のところのお話しされた、資材高騰などによっての予定の修繕ができない状況が起きてきている。まさにそうだと思うのですが、工事を減らして今対応されているとおっしゃっていたのですけれども、減らした部分の工事は、いずれ実施せねばなりません。今後もこのようなことはどんどん出てくると思います。必要であるができなかった修繕項目を皆で共有できるようにしておいて、それを何時やるのが望ましいかということを検討する基礎資料を併せてつくられるといいのかなというふうに思いました。

それから、黒岩家の資料の新しい資料のほうなのですけれども、これは今まだ検討を行っている段階ということですか。

○事務局（小島） 今年度が実施設計の年度になります。

○照井委員 分かりました。前回のときに、床の間のところの壁の補強が、床の間側のほうにないようにというのかな、ちょっとお話をしたものですから。

○事務局（小島） その件については、設計者との初回打ち合わせのときに情報共有させていただきました。

○照井委員 それが気になりました。

以上です。

○谷本会長 どうもありがとうございました。

ほかにはございますでしょうか。

今、照井委員から御指摘があったスケジュールですね、これが重要ですよ。予算と、それから資材、職人の調達、今までどおりいかないのが多分常態化していくに違いないとやはり思いますので、中長期的なスケジュールもそれに即して可能なものに少しずつバー

ジョンアップしていくということが必要になってきますかね。もちろん私たちのだけでなく社会的に全部そうだと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（小島） ありがとうございます。

○谷本会長 ほかにはいかがでしょうか。

では、また議事を進めていきたいと思えます。

政策事業の三つ目になりますが、時計台保存修理事業について御説明をお願いいたします。

○事務局（小島） 7ページの3番、時計台保存修理事業につきましても、私のほうから説明させていただきます。

当該事業は、札幌のシンボルである時計台について、将来に継承していくための保存工事を計画するとともに、防火対策の強化ですとか魅力アップ等、さらなる集客を図るための整備を検討することを目的に昨年度から事業化したものです。こちらに記載のとおり、本事業においては、次回の大規模改修の工事に向けて、主に以下に挙げた内容について有識者による保存活用計画検討委員会を設置しまして、御意見を伺いながら検討を進めることとしております。

内容としては内部改修、こちらは平成30年度の大規模改修では未実施だった部分を指しております。そして、外壁劣化部の修繕、時計機械のオーバーホール、文化庁の防火対策推進の方針を踏まえた追加の防火対策、それと近年の夏場の気温上昇に対応するための冷房設備の設置を検討していきます。これについては、令和6年7月から保存活用計画策定業務に着手しておりまして、上記の検討内容を反映した保存活用計画を2年かけてまとめる予定でおります。

詳細について、別添資料8というのがございます。大分後ろになるのですけれども、75ページを御覧ください。75ページの別添資料8、時計台保存修理事業についてという1枚物です。1番概要、2番経緯のところは、先ほどお伝えした内容と重複しますので割愛させていただきまして、これまでの実績についても令和4年度までの内容については去年の第1回目でご紹介しているとおりでございます。令和5年度の実績としましては、防火対策概略検討、外壁劣化目視調査を行っております。

4、令和6年度の計画としましては、トイレ棟屋根防水の修繕と非常用照明設置工事、そして冷房設備整備方針検討、最後に保存活用計画策定となっておりますが、トイレ棟の屋根防水のほうに関しては、今入札に向けて準備中です。非常用照明設置工事と冷房設備の方針検討についても発注に向けて見積りの徴取等を進めているところです。保存活用計画の策定については、令和6年7月18日付で既に契約締結となっております、2か年の業務となりますので、終了するのは令和8年3月27日となっております。

今後の予定としましては別添資料6、ページ37の先ほどのA3の蛇腹折りのほうに戻ってしまうのですけれども、こちらの中で紫の太い四角で囲っている部分がこちらの時計台保存修理事業に関わるスケジュールの部分となっております。令和6年度と7年度、

2か年でオレンジの実線が引いてあると思うのですけれども保存活用計画の検討、細々とした修繕ですとか工事は黄緑の線ですけれども、今年是非常照明設置、来年度は照明LEDの更新ですとか保存活用計画の大きな流れに合わせて、休館しなくてもできるような修繕等は並行して進めながら今のところ令和10年度以降に休館しての工事、その際には展示の整備も含めて行いますけれども想定しております。

75ページに戻っていただきまして、6番の課題ですけれども、こちら建物の文化財建造物という意味では、先ほど御説明しました文化財施設等保全事業と課題は共有する部分が大変多いです。それ以外には、時計台の特有の課題としまして、附指定となっている時計機械の保守について適切な維持保全を継続できる体制づくりというのが課題と感じておりまして、現在は「時計機械保存会」という任意の団体に委託して保守業務を実施してもらっております。

その保守業務の委託の中にも「保守技術の継承」というのを加えておりまして、業務の一環としてボランティアスタッフの募集を行ってもらったところ、複数の応募者がございまして、令和4年度からはボランティアスタッフの定期的な技能研修を実施してくれております。今のところ4名いらっしゃるというのですが、時計機械保存会の会員となってもらって、ボランティアのスタッフとして実際に現地での時計の巻き上げですとか、そういった作業に従事していただいているというところです。

時計台保存修理事業につきましては、以上でございます。

○谷本会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明について御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いたします。お願いたします。

○照井委員 冷房設備整備方針検討の際に、ぜひ放射冷房の検討も加えていただければと思います。国内の歴史建造物での実施された事例もありますので。

○事務局（小島） 後ほど詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○谷本会長 ありがとうございます。放射冷房というのがあるんですね。

○照井委員 そうですね、床暖房ってありますでしょう。あれの冷たい版。文化財だと窓が開いていたりとか、夏にね。断熱でもそんなによくないところで、いかに空気を冷やすのではなくて周り、床は多分冷えているわけですね。時計台だとそんなに窓も大きくないから、日射の影響が小さいので、それをうまく生かして、床、壁、天井の温度を冷やすという方法ですね。

○谷本会長 ありがとうございます。勉強になりました。いろいろな方法がありますね。

ほかに何か、時計台に関してございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では続けて、政策事業について最後となりますが、政策事業の四つ目、旧札幌控訴院庁舎（札幌市資料館）の保存修理事業について御説明をお願いいたします。

○事務局（田中） 資料7ページの下段になります旧札幌控訴院庁舎保存修繕事業でございます。私、資料館担当の田中が御説明させていただきます。

まず当該事業は、令和2年12月の国重文指定に伴いまして、従前の計画を見直しまして、より文化財的価値を高める公開活用の実施を目的としまして、その活用に配慮した耐震補強・保存修理・機能向上改修するために、昨年度より事業化したものでございます。そして、昨年度から2か年かけまして耐震診断を見直し、補強の方向性を整理するとともに保存活用計画策定に向けて現在業務を進めているところでございます。

控訴院の文化財的価値の保存と活用を両立していくためには、バリフリ対策ですとか防災機能の強化など、施設に必要な設備を整備するためにはどういう整備が望ましいのか、価値を損ねない手法について検討を進めています。

現時点の検討経過としましては、全5回検討委員会あるうちの3回目ですけれども、今年6月中旬に実施しました。まず、保存活用計画につきまして、保護の方針や活用の方向性についておおむね整理を行ってございます。この保護の方針における価値基準の設定につきましては、「控訴院時代の姿を基準として、裁判所として使われていく中で管理運営を通して実施されてきた裁判所時代の改変も含めて維持の対象とする」ということを一旦設定しています。ただし、建物の歴史の中で、この復元年代とか保存する年代についてはまだ分からない部分もございますので、今後予定されている保存修理のときに解体調査などを行い、より精査して、修正設計して、精度を高めていきたいと思っています。この考え方の下、部分部位の設定を行いまして、検討委員の皆様や文化庁とも共通認識を図っているところでございます。

次に、活用の方向性としましては、当初の仕上げ材などがよく残っているこの建物でございすが、民事法廷ですとか貸ギャラリーの各部屋などもよく残っているものになりますので、復元の検討対象としまして、展示方法ですとか、そういった部屋の使い方についても今後検討を進めていく予定となっています。この復元につきましては、文化庁への現状変更許可の申請が伴いますので、引き続き文化財建造物の修理主任技術者ととも文化庁との協議を進めてまいりたいと思っています。

次に、耐震診断と補強案につきましてですが、文化財的価値に配慮した耐震補強方法の再検討を進めています。診断は重文指定前、平成23年の耐震診断結果を参考にしまして文化庁の耐震診断指針に基づきまして追加調査や再検査を行っているところです。主な内容としましては、軟石と目地の強度試験、圧縮、剪断、引張りなどの各種試験を実施しまして、保有水平耐力計算により耐震性能を再評価する点でございすが、加えて、建物をFEM解析によりモデル化しまして、ゾーンごとに細分化してピンポイントで弱点を明らかにすることで必要最小限の補強方法の検討を進めているところでございすが。

次回の検討委員会は、来月9月20日を予定しておりまして、保存活用計画は建物外周の環境保全計画、それから建物等外周も含めた防災計画を主に議論しまして、耐震診断につきましては、診断結果の報告と補強案について議論を進めていく予定でございすが。

旧札幌控訴院庁舎保存修理事業については、以上になります。

○谷本会長 どうも御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。お願いいたします。

○照井委員 耐震というか建物の改修に当たって、重要文化財なので現行の建築基準法の適応除外の範囲の中で計画を進められているという認識でいいのでしょうか。

○事務局（田中） はい。それで今、この建物に関しては、軟石とれんがの組積造ということで、診断の評価もちゃんとした指針がないものですから、オリジナルになるのですが、委員の先生方から御意見をいただきまして、保有水平耐力で実際の強度を確認して評価したほうがいいという御意見をいただいています。

○照井委員 楽しみですね。全く新しいことなので、ぜひうまくいって、それが公開されて、次の保存に活かされるような、そんな改修になると喜ばしいなと思います。

○事務局（田中） ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、旧札幌控訴院庁舎についての話はここまでにさせていただきたいと思います。

では、議事を進めてまいります。

これで、議事の三つ目の政策事業については、全て終わりました。

議事の四つ目が、札幌市地域文化財認定制度要綱改正案についてになっております。これについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（宮村） 資料のほうは31ページ、別添資料4になります。

この制度は、昨年創設しておりますけれども、昨年度の第2回文化財保護審議会で御意見をいただいたうえで5件認定し、公表を行ったところです。その審議会の中では、委員から地域の定義の考え方や、公開・非公開による認定の可否などについて御意見をいただいていたところです。本日は、その御意見に対する対応等について主に説明させていただきます。

まず1点目、地域の定義についてなのですが、昨年度第2回の審議会の意見の中で、認定制度における地域の定義をどう考えているのか、他都市での類似事例では3人以上が認めるものを認定している例もあるといったような御意見があったところです。

本市の条例において、町内会ですとか地域コミュニティといった定義はしていたものの、地域そのものを定義しているというところは見つけられなかったところです。

町内会というのは、定義としましては「良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、本市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された町内会、自治会等の団体をいう」。また、地域コミュニティにつきましては、「本市の一定の区域における本市の一定の区域に住所を有する者のつながりの基礎とする地域社会をいう」ということになっておりまして、まず地域そのものも定義には近い部分ではあったのですが、そのものを具体的には定義しているものではなかったことから、この要綱につきましても、一旦地域の定義については難しいと思ってい

るところになりますけれども、今後この地域という部分が推薦にあたって課題となった場合には、改めてまた検討したいと思っているところでございます。

次に、公開・非公開による認定の適否についてでございます。前回の審議会の主な意見としましては、「どうなれば地域文化財になるのか」、「基準を明確にすることは大切」、「公開が基準なのであれば年1回でも公開を約束できるなら認定しますといった制度設計の検討を」、「これから制度の発展のために可能性を整理してほしい」ですとか、「公開・非公開が認定の適否に関わってくるものであれば、要綱に公開に関する基準があるべき」、「技術工芸品は個人が所有しているものも多いので公開かどうかによって認定されるのであれば、認定物件が増えていかないのではないか」、「活用の観点で公開の有無を求めるのは分かるが、それなら要綱に記載すべき」。また、「将来の継承が目的と考えると、非公開であっても持ち主が地域文化財と認識することで保存することへのモチベーションや周囲への協力につながるのであれば、認定する意味はある」。一方では、「住宅内の貴重なものがあると分かるような広報だとセキュリティーの問題はないか。その意味では非公開のものを認定対象外とする判断はよいと思う」などの意見があったところでございます。

この公開の状況による認定の可否の考え方としましては、地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産を認定し、管理に支障のない範囲で広く市内外に周知し、情報発信を行うものとしておりまして、また、価値や魅力を共有するために、認定後ホームページ等で発信していく中で、札幌市が、例えば個人のお宅のセキュリティーの対策までというのができるものではないということも踏まえまして、公開または披露などされていることが必要ではないかと考えていたところでございます。

こういった考え方によりまして、現在の認定制度には、公開状況に関する記載というのはされておりませんので、認定制度の要綱の変更が必要ではないかと考えたところでございます。

以上のことから、具体的には資料の31ページの要綱の第2条のところになりますけれども、赤字で記載しておりますが、「ただし、公開、披露等により公衆が確認可能であるものに限る。」といったような文言を加えまして、要綱の改正をし、今年度の募集を開始したいと考えているところです。

私の説明は以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

要綱第2条の変更も含まれますけれども、ただいまの御説明について御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いたします。お願いたします。

○照井委員 私は、これをつけ足さない、改正しないほうがいいと思います。

そもそも、ここの2条の最初にも書いてありますけれども「概ね50年以上の歴史があり」、そうすると、まずは文化財としてはある一定の時間がたったものというのが、国も含めて前提にある中で、まずはそれを残しておかないと、というのがあった上で、それを

公開していく。なくなってしまうたら、もう文化資源がなくなっていくという基本的なところですよ。

そうすると、「50年以上たったもので公開したものに限る」にしてしまうと、先ほど前回述べさせてもらったとおり、公開しないからといって価値あるものが失われる可能性がやっぱり増えていく。それは一般的な美術品でもそうだと思います。たまたま残っていて発見されたというようなニュースもありますよね。でも、それは残っていたから発見されたわけで、そうすると、公開か非公開かというのは状況に応じて判断をしていったほうが裾野は広がる。文化財になるもの、それは文化財の指定をしているから文化財だということではないですよ。そういうものの裾野を広げるといえる点では、そのために今認定制度というのでも考えられている部分もあるかと思いますが、それは状況に応じて、今までの審議会での議論、皆さんの意見はそのとおりだと思います。これを踏まえた上で認定するしないという、公開するしないということも検討していったほうが、せつかくこのつくられた認定制度がうまく機能していくのではないかというふうに私は考えます。

○谷本会長 ありがとうございます。

今、照井委員からは、この案についての御意見、要綱第2条に文言を加えなくてもいいのではないかという御意見がありましたが、ちょっと時間を取って議論しましょうかね。ほかに何か御意見ございますでしょうか。

○甲地委員 私も照井先生の意見と非常に似たようなところになると思うのですが、多分この制度をなぜ作ったかというところに立ち返ると、まさに先生がおっしゃったように、埋もれてしまってなくなってしまうものがないようにという、多分そこが出发点というか、大事な部分だったように認識してます。もちろんそれを認定する以上、ある程度こちらのほうからも発信しなければいけない事情があるので、公開したり披露したりすることも当然視野には入れると思うのですけれども、「それ（公開）ができるものに限る」と規定してしまうと、最初の発想から外れていく部分が大きくなるのではないのかなというのがあります。

あと、公開といっても、何もかも全部公開するというにはないと思うのですよね。それが例えばプライバシーに関する部分ですとか、セキュリティ上明かせない部分ですとか、いろいろな公開の仕方があると思うのですけれども、そこは運用の段階で判断すべきことであって、ここががちりと文言で縛ることなのかなというような、そんな印象を受けました。

特に私は無形文化財のほうに関心があるのですけれども、例えば何かをつくり出す技が秘伝の一子相伝の技術とかであったら、そこまで公開できなければ文化財にならないのかといったら、必ずしもそうではないと思うので。

公開というのをどのように考えるかも含めて、最初のそもそもの制度の発想のところから立ち返って考えるのがいいのではないのかなという、そんな印象を受けました。

○事務局（宮村） 貴重な御意見ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかには御意見いかがでしょうか。

○高瀬委員 公開の仕方にもよると思うのですけれども、見た人は多分定期的に公開とか披露とかをしなければいけないのかなという、義務として捉えられるような書き方になっているのではないかなと思うのですよね。だから、事実上かなり裾野を狭めてしまうような効果が出てくるのではないかなというふうに思いますので、その辺ちょっと懸念される場所ですね。

○事務局（宮村） ありがとうございます。

○高瀬委員 特に、前もお話に出ていましたが、個人住宅ですとか、ああいうものも今視野に入っているとすれば、その可能性はかなり低くなってしまいうような、そういう感じもいたします。

○谷本会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。往田先生。

○往田委員 このたび、今年初めて地域文化財に5件認定されましたけれども、地域文化財認定制度は、これからも推薦して増やしていくというお考えで間違いありませんよね。

○事務局（宮村） はい。

○往田委員 でしたら、こういう文言があると、例えば個人の所有なり、一会社の所有なり、今後も維持管理して残していきたいと所有者が考えていたとしても、それは何らかの事情で公開するまでは考えていないというところで狭められていく可能性は非常に高いと思います。

おおむね50年以上ということですが、もう既にオリンピック遺産から50年たっているわけで、その辺りの歴史的なものとか建造物にしても、建造物の中にある絵画とか彫刻とか、こういったものにしても、私もたまたまそういう環境にあるので、所有者の御厚意でSNS等にはアップしないというような条件で見学させていただいたことがかなりありますけれども、所有者の方は残したいという御希望はお持ちですが、こういう文言があると地域認定文化財にしたいと考えられるような可能性も出てくると思います。

そこら辺のバランスを考えて、残すということが目的なのであれば、ここはちょっと考え直したほうがいいのかと私も思います。

○事務局（宮村） ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしゅうございますか。ここで、要綱第2条の改正案について、委員会としての意見をまとめたほうがよろしいですか。

○事務局（宮村） いえ、今の委員の意見なども踏まえまして検討し、そのうえで募集を開始したいと思います。

○谷本会長 地域文化財制度をつくるときには、たしか指定文化財を増やしていく目的と

いうものも、たしか一番最初の議論のときにはあったように思います。

指定文化財を考えたときには、例えば市内にある国指定の重要文化財には、個人所有の刀剣がございませぬ。なので、公開の有無というのと、文化財的な価値というのは、必ずしも両立するものではないですな。多分、今の委員の先生方のご発言の趣旨は、要綱第2条に文言を追加することについての違和感なのかなと今お話を伺っていて感じたところで。つまり、文化財的価値と活用という問題は、ある意味両立は必ずしもしないと考えることもできるのかなという印象を持ちました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、議事の四つ目、要綱の改正案についての意見ということで御検討いただければと思います。

では、本日の議事の最後になりますが、議事のV、第2期札幌市文化財保存活用地域計画（素案）について、御説明をお願いいたします。

○事務局（佐藤） 文化財課文化財係の佐藤でございます。私から、第2期札幌市文化財保存活用地域計画の素案について御説明させていただきたいと思います。

上部に素案についてと書かれたA3の資料を御覧いただければと思います。こちらの資料にて、第2期計画作成の方向性について御説明させていただきたいと思います。

では、資料、左上、1、札幌市文化財保存活用地域計画（現行計画）についてでございますが、こちらに現行計画の概要をまとめて記載しております。

第1章というところに、この計画の目的を記載しております。この計画の目的は、文化財や歴史文化の価値と魅力を多くの市民が共有し、大切に使いながら将来に継承していくことで、市民にも来訪者にも魅力あるまちづくりを進めるための基本的な方針を示すためのものでございまして、この計画自体は、令和2年2月に作成しているところでございます。この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画としていたところでございます。そもそも、この文化財保存活用地域計画といったものはどういったものなのかにつきましては、その下の囲みの中に記載してございます。文化財保存活用地域計画というものが市町村における文化財の保存・活用のマスタープランとアクションプランの二つの役割を担うものでございまして、その策定には文化庁の認定が必要となるというところでございます。

続きまして、第2章、第3章、第4章と札幌市の基本的な情報ですとか市内の文化財情報をこちらの章のほうに記載してございます。

次の第5章のほうに文化財の保存・活用の課題を整理しております。資料A3の右上のほうに移っていただきまして、この課題を踏まえた「目指す姿」と、その実現に向けた「基本方針」、そしてそれぞれの課題に対する取組の体系を図のように整理しているところでございます。

そうしまして、第6章に、この課題に対する具体的な取組をそれぞれ列記してございまして、こういった形で現行計画を取りまとめたところでございます。

続きまして、2の第2期札幌市文化財保存活用地域計画（次期計画）についてですが、こちらに次期計画の認定に向けたスケジュールを記載させていただいております。前回の保護審議会で御説明した内容から大きな変更はございません。今回と9月の保護審議会にて御意見いただきまして、案を作っていくまして、庁内の合意形成、パブコメ等を経まして、令和7年3月に文化庁に計画案を提出、令和7年7月に文化庁から認定を受ける、そういったスケジュールを想定しているところでございます。

次、2ページ目に入らせていただきます。資料、左上、3、現行計画策定後の動きとしまして、文化財保存活用計画の関する国・道・市の動きをまとめております。

まず、国の動向についてですが、令和5年に策定されました文化芸術推進基本計画の第2期計画、こちらにおいて文化財保存活用地域計画の認定と計画に基づく事業の実施、これを促進していくということが国の計画に示されているところでございます。そして、参考情報ではあるのですが、7月19日現在、全国で169件の地域計画が認定されているところでございます。

次に、道の動向についてです。

令和2年8月に北海道が北海道文化財保存活用大綱、こちらを策定してございます。文化財保存活用大綱というものがどういったものなのかについては、右側の点線の囲みのところに説明を載せております。この大綱というのが、都道府県における文化財の保存・活用の方針を明示するものでして、市町村が地域計画を策定する際は、この都道府県の大綱の内容と整合性を図る必要があると、そのようにされているところでございます。北海道が作成しました大綱においては、市町村が文化財を総合的に保存・活用する取組、その必要性が示されているところでございました。また参考でございしますが、道内で認定されている地域計画に関しましては、今4件というところでございます。

続きまして、市の動向についてです。

令和4年度に策定されました第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン、こちらが札幌市の今後10年の基本的な指針となるものでして、資料、右上のほうに移りまして、文化財に関連する記載としましては、「文化の分野における目指す姿としまして、文化財を適切に保存し、様々な形で生かすとともに、札幌市の自然・歴史・文化が未来へ継承されていること」これを目指す姿として掲げているところでございます。そのための施策としまして、文化財の保存・改修、市民や観光客への周知、未来への継承に向けた担い手の育成の推進、そういったことを行うということにしております。

また、令和6年に策定されました、札幌市文化芸術基本計画の第4期でございまして、こちらにも文化財に関連する記載としましては、未指定を含めた文化財の魅力を、観光を含めたまちづくりに活用し、次の世代へ橋渡しを行うことに取り組む施策として掲げているところでございます。

次に、4、次期計画の見直しの方向性についてでございます。これまで少し駆け足でしたが、国、市の計画などで示されました文化財の保存・活用に関する方向性というものが

現行計画の目的や目指す姿から大きな変更はなかったかなというふうに理解しているところでございます。

一方、次期計画にてどういった取組を行っていくかにつきましては、現行計画で行ってきた取組の状況ですとか、課題の改善状況、そういったものの評価・検証を踏まえて、取組の検討を行う必要がございます。

また、文化庁がこの地域計画を作成するに当たって、指針を示しておりまして、その指針に沿った内容となるように記載内容の整備ですとか、あとは計画内容の時点更新といったものも行う必要がございます。

この三つの観点で次期計画の作成を行っていきたいと考えているところでございます。

次の、5、次期計画の位置付け・計画期間についてですが、次期計画の位置づけを下に図示してございます。次期計画の計画期間についても、札幌市文化芸術基本計画の計画期間を踏まえまして、令和7年度から令和11年度までの5年間とする予定でございます。

次のページ行っていただきまして、3ページ目でございます。資料、左上、6、現行計画における取組の評価・検証についてでございます。

まずは、文化財関連施設利用者数についてですが、主な文化財施設の利用者数を右の表に示しております。計画策定前の令和元年度の合計の人数としましては、52万8,834人でしたが、令和5年度が57万7,511人となりまして、約4万人、7.9%の増となったところでございます。

施設ごとの内訳を見ますと、時計台と豊平館が大きく増加しておりまして、これらの施設は都心のエリアにもあることですから、観光客が多く訪れてきているものではないかと推測しているところでございます。一方、札幌村や旧黒岩家住宅などを見ていただきますと、令和元年度と比べて減少してしまっている施設もあるところでございます。

こちらの結果を取りまとめますと、利用者数全体では計画策定前から増加したものの、施設ごとの内訳を見ますと、減少した施設が多くなってしまっているところでございます。今後も観光客に札幌の文化財の魅力を分かりやすく伝える取組を継続するとともに、地域にある文化財についてもより多くの方が訪れてくれるような魅力ある資源となるよう取り組む必要があると考えるところでございます。

続きまして、文化意識調査の結果についてでございます。

文化意識調査というものの概要については、点線で囲んでいるところに記載しております。15歳以上の市民から無作為抽出した5,000人に対する郵送アンケートでございます。この意識調査の中で、文化財の認知度のほうの調査をしております。調査の結果を令和元年度と令和5年度の結果を右側のグラフのほうに示させていただいております。こちらの令和5年度の結果を見ますと、時計台が98.1%、赤レンガ庁舎で97.1%と非常に高い結果となっております。次いで豊平館が72.9%と高い結果となっております。しかしながら、認知度全体の結果を見ますと、計画策定前の令和元年度と比べて大きな向上ですとか、そういった差といったところまでは生みだせなかったかなというところ

でございます。

まとめますと、上位三つ以外の文化財については、認知度が5割に満たない状態となっております。文化財の価値を多くの人に共有してもらうためには、文化財の認知度といったものを高めていく取組が必要であるというふうに考えるところでございます。

資料、右上のほうに行ってくださいまして、次に、文化財等の継承の取組・参加したいイベントについてでございます。

「文化財や歴史的価値のある資産を活用しながら、次の世代につないでいくために必要だと思うこと」といった設問がございまして、この中で最も回答が多かったのが、「文化財等の価値や魅力を多くの人に知ってもらう」という情報発信、こちらの取組が最も多くの回答を集めたところでございます。また、「文化財に関連するイベントで参加してみたい取組」の設問においては、「文化財を巡るガイド付きツアー」、こちらが最も回答が多かったところでして、さらにこちらの設問を年代別に回答を見てみますと、10代から30代、こちらは「体験型のイベント」への要望が高くて、40代から70代以上に関しましては「文化財を巡るガイドツアー」の回答が多かったところでございまして、年代別による傾向というのも見られたところかなと思います。

まとめますと、文化財等の価値や魅力を伝えるための情報発信の充実、これのほか、多くの人々が文化財に興味・関心を持てただけのために需要に応じた魅力のある取組の検討が必要になってくるというふうに考えるところでございます。

続きまして、文化財等を保存・活用する取組の重要度についてでございます。

文化財等を保存・活用する取組を大切だと思う人の割合は、令和5年度で86.8%となっております。こちらが前年度の令和4年度と比較しまして約6.2ポイントの減、計画策定前の令和元年度と比較しますと約4.2ポイントの減という形で減少してしまった結果になっております。ほぼ全ての年代で非常に大切だと思う人の割合が減少になってしまったところでございます。

目指す姿に向けて、文化財の価値を多くの人に共有してもらう、そのために文化財を大切だと思う人の割合、こういったものも増やしていく取組が必要になるのではないかと考えるところでございます。

3ページ目は以上でございまして、続いて4ページ目でございます。

(3) 措置(取組)の進捗状況についてですが、こちらについては、右上に別紙と記載しております表の資料のほうを御覧いただきたいと思っております。こちらの資料でまず御説明させていただくのですが、この表の中に現行計画に記載された取組の実績をまとめてございます。件数が多いところでございまして、全ての取組をこの場所で御説明することは難しいのですが、表の記載内容、どういったことが書かれているかの御説明をさせていただきます。と思っております。

表の一番左側に課題としまして、一番上であれば調査・把握ですとか、その下であれば共有・発信ですとか、そういったものが書かれてございます。その右側に事業・施策名

称、あとはその施策の内容としまして、現行計画に記載した取組の名称と内容を記載しているところがございます。一番上であれば文化財の掘り起こしを目的とした市民ワークショップですとか、その内容として文化財の掘り起こし、観光・地域づくりなどの利用、活用方法についての意見交換を行うワークショップ、そのように書かれているところがございます。

その右側の欄のほうに取組計画年度としまして、取組を行うこととしていた年度を矢印で示してございまして、その下に現行計画期間中に取組を行えたかどうかを○・×で示してございます。さらにその右側のほうに取組内容、実績ということで、具体的にどのような取組を行ったのかの説明と、あとは例えばワークショップであれば開催件数ですとか参加された方の人数ですとか、そういったものを実績の数値のような形で載せているところがございます。その右側に、この取組結果を踏まえまして、どういった課題があったのか、それを取組ごとに整理しているところです。

さらにその右側のほうに、次期計画対応という欄なのですか、この取組結果、課題を踏まえまして、次期計画において、この取組を継続するのか、更新するのか、終了するのか、また新たに追加するのかなどをこの表で示しているところがございます。その具体的な取組の今後の次期計画における取組の内容ですとか、目標ですとかというものを右側の欄のほうに記載しているというところがございます。こちらが別紙の表の御説明でございます。

先ほどの概要資料の4ページのほうにお戻りください。このような形の表で整理した取組を基に、それぞれの課題ごとの主な取組の評価・検証をこちらの概要ページのほうで整理しております。

まず、左上の Action 1、「みつける」についてですが、こちらの課題としましては、文化財の把握・掘り起こしでございまして、このための取組としましては、市民ワークショップによる文化財の掘り起こしですとか、市指定・国登録の該当可能性の調査とか、先ほど議題にもありました地域文化財認定制度による地域遺産の拾い上げといったことを行ってまいりました。検証の部分になるのですが、今後としましても、文化財の把握調査のために市民ワークショップの継続や「地域文化財認定制度」により幅広い文化財の掘り起こしを行うとともに、課題としましては、無形の文化財など調査が行えていない類型というものがございまして、そういったところの調査手法の検討といったものが必要になってくるのではないかと考えているところがございます。

次に、Action 2、「共有する」ですが、こちらは文化財に関する情報がまだ広く共有されていないといった課題に対する取組でございます。この課題に対しましては、「札幌市文化財データベース」の構築と公開、文化財を紹介する冊子やMAPの作成、あとは文化財の魅力を普及するシンポジウム「さっぽろれきぶんフェス」の開催などを行ってきたところがございます。今後としましても、文化財データベースの公開継続、情報の更新作業を行う必要があるのと、また普及啓発のためのシンポジウムだとかのイベント、これを継

続しましてより多くの方が訪れてくれるような内容の検討が必要になると考えているところでございます。

次に、Action 3、「伝える」ですが、文化財の防災体制の向上や文化財を守り伝える担い手の育成といった課題がございました。これらの課題に対しまして、文化財施設の計画的修繕や耐震改修工事、「文化財防火デー」に合わせた消防訓練といったものも行ってまいりました。また、無形文化財の保存・伝承事業への補助金交付、そういったところも行ってきております。今後におきましても、文化財施設について計画的な保全工事を行う必要がありますとともに、課題としましては災害発生時の対応や体制の検討が行えなかったところがございます。初動対応の整理ですとか、文化財が被害に遭った際の救援・復旧体制の検討といったものを行っていく必要があるのではないかと考えているところでございます。また、伝承に関するものとしましては、地域の保存会が管理運営する郷土資料館が今後も地域にて継続して運営していけるように管理運営面での支援策の検討が必要になると考えているところでございます。

資料、右上のほうに行ってくださいまして、Action 4、「活用する」についてです。こちらの課題としましては、文化財の活用方法を幅広く検討することとしておりまして、その取組としまして、「関連文化財群とストーリー」を基にした「モニターツアー」の実施ですとか、歴史文化に関する「ボランティアガイドの講習会」、あとは指定管理者による文化財施設の活用といったものを行ってまいりました。今後においても「関連文化財群とストーリー」を活用してもらうための認知度を高めるためのPRといった取組が必要になると考えておりまして、また、子ども向けという観点では、令和2年度に子ども向けのアンケート調査を実施しておりまして、この結果も踏まえまして、子どもが関心を持って参加してくれるようなイベントといった活用の検討も必要と感じているところでございます。また、郷土資料館の今度は活用という観点からも、郷土資料館を知ってもらって興味関心を持ってもらえるような支援策、そういった検討も必要になるのではというふうに考えているところでございます。

次に、Action 5、「つながる」ですが、課題としましては、文化財の保存活用に関して関係者が連携する機会が不十分であるというふうにしておりまして。これに対する取組としましては、市と商工会議所、札幌観光協会を会員とする「札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会」、こちらを設置しまして、この協議会でいろいろな事業を実施してまいりました。市民ワークショップ、モニターツアーを実施してまいりまして、文化財等の専門家、観光事業者などがその場で交流する機会をつくることといったことはできたかなというところでございます。検証としましては、ただこういった交流が具体的な文化財の保存・活用に関する取組につながるような仕組み、そういったところまでの検討にまでは至らなかったところかなと考えてございます。また、文化財の活用を後世につないでいくためにも、持続可能な協議会に対しての検討といったところも必要かなというふうに考えているところでございます。

すみません、ちょっと長くなってしまったのですが、措置（取組）の進捗状況をまとめますと、現行計画策定前には実施できていなかった様々な取組、こちらいろいろなことを行うことができたと考えております。ただ一方で、文化財利用施設の利用者数ですとか文化意識調査の結果を見ますと、検証により把握した課題を踏まえて、より効果的な取組の検討・実施が必要になるのではないかと考えているところでございます。また、現行計画で、検討が進められなかった取組に関しては、当然、次期計画の期間中に実施していく必要があるというふうに考えるところでございます。

4 ページ目は以上でございまして、次に5 ページ目でございます。

資料、左上、総括の部分ですが、これまで見てきたところをまとめますと、目指す姿に向け、計画に基づき様々な取組を実施してきたところですが、文化財等大切だと思う人の割合が低下、施設の利用者数も一部を除き減少という結果になってしまいました。この理由としまして、文化財の価値や魅力を効果的に周知・広報できなかったのではないかとこのように考えております。また、文化財の保存・活用の取組として、情報発信というものが文化意識調査の中でも最も回答が多かったというところに関しては、文化財の価値・魅力が多くの人に伝わっていないことの表れかなというふうに考えられるところです。

こうした人たちに対しまして、世代別の需要にも応じながら魅力ある取組、そういったものを実施していく必要があるのではというふうに考えるところでございまして、そのための次期計画においての取組としましては、札幌の魅力資源として総合的に文化財を保存・活用するための枠組みと設定しました「関連文化財群とストーリー」、これをより効果的に活用するために市民や観光事業者に対して情報発信を行ってきたいというふうに考えるところでございます。

「関連文化財群とストーリー」の内容については、資料の真ん中辺りに説明を載せさせていただいております。「関連文化財群」とは、文化財とその周辺環境を一体のものとして捉えたものでして、様々な形で生かしながら将来に引き継いでいくための枠組みとして計画上設定しているものでございます。この「関連文化財群」を設定する際の要件としましては、札幌の個性や魅力がより際立つようになるものですとか、大人から子どもまでが楽しめる物語、ストーリーによって説明できるものなどとしておりまして、令和5年度までに七つの「関連文化財群とストーリー」を設定してきたところでございます。また、資料の下のほうに、これまで「関連文化財群とストーリー」に関して行ってきた取組と、案段階ではございますが、次期計画でこういった取組が行えるだろうかというところも記載してございます。

資料、右上のほうに移りまして、総括の説明に戻ります。また文化財等、次の世代に継承するためにも、特に子どもを対象とした取組も意識して実施することを考えているところでございます。このほか、現行計画で把握した課題の取組を見直してみますと、一度取り組めば終了ではないものが多かったところでございまして、検証により把握した課題も踏まえながら取組の継続・更新をしながら取り組んでいきたいというふうに考えるところ

です。また、計画期間中、検討・実施が行えなかったものについては、次期計画中に順次検討・実施していきたいと考えているところでございます。

次の（５）の次期計画における取組ですが、こちらが先ほどの別紙のほうで説明しました右側のほうに取組一覧として記載させていただいているところでございます。

そうしまして、（６）の次期計画の進捗を図る指標についてでございますが、二つの指標を設定してはどうかと考えているところです。一つ目が、文化財等の保存・活用が大切だと思ふ人の割合でして、こちらを90%以上にすると。二つ目が文化財等関連施設の利用者でして、こちらを58万人としてはどうかというふうに考えているところでございます。

最後、7のその他の記載内容の更新・整備でございまして、文化庁が示しております地域計画作成の指針に沿った内容となるように、計画の時点更新ですとか、そういったものを行っていく予定でございます。時点の更新のほか、文化財の分類方法の整理ですとか文化財把握調査のこれまで行ってきた把握調査の整理分析、あとは未指定文化財の記載の整理、あとはこれまでに設定してきた関連文化財群とストーリーを本編に追記するなどの更新を行う予定でございます。

これらの（１）から（５）までの内容を計画本編に反映したものを今回の資料として配付させていただいております。更新箇所については、赤字にしているところでございますが、分量が多いので今この場で本編の内容の説明は割愛させていただくのですが、資料全体の説明としては、以上でございます。

今回、資料の量がかなり多くなってしまったところでして、資料をお送りしたときのメールでもお知らせさせていただいたのですが、この場で御意見を頂戴するほか、8月9日金曜まで別途期間を設けさせていただいて、御意見いただきたいと思っておりますので、後ほど御連絡をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

第2期札幌市文化財保存活用地域計画（素案）についての資料の御説明をいただきました。最後にお話しいただきましたが、資料の1ページ目、素案の右下にスケジュールが書いてありまして、本日は令和6年8月2日で、文化財保護審議会での第1回の意見聴取の機会が今、本日この場でございます。ただ、今御説明ありましたように、この場で全ての意見が当然出尽くすともちょっと思えないので、8月9日までに個別にもし意見があれば、これは後でメール等でということなのですね。

○事務局（佐藤） はい。

○谷本会長 メールに書き込むといいましようかね、メールで意見をお伝えいただいても構わないということでございました。ただ、この資料自体は、各委員に事前に送付していただいておりますので、また本日の御説明も踏まえて、少し時間を取りたいと思っておりますので、この素案についての各委員からの御意見あれば承りたいと思っております。いかがでござい

ましようか。

池ノ上先生、お願いします。

○池ノ上委員 二つ質問をさせてください。初期のというか最初の文化財保存活用地域計画のほうも見せてはいただいたのですが、基本的にはよくできているなどは思っているのですが、その上で二つ質問をさせていただけたらと思うのですね。

一つは、計画を立てるときに計画論としてゴールのイメージみたいなものが明確でないとなかなか実現に行かなくて、ちょっと私の読解能力の問題かもしれないのですが、その辺があんまりよく分からなかったのと、それともう一つは、永山邸とか豊平館とか関わらせていただいているところでもそうなのですが、先ほど具体的方法論の話がいろいろあったと思うのですが、なかなかここで描かれていることが具現化されていないなどと思っていて、個別にはいろいろと御相談させていただいているのですけれども、その理由は何なのだろうというところを、もし何か分かるところがあれば教えていただければと思います。また宿題で、私も考えて、書ければと思うのですが。

○事務局（宮村） まず計画を立てるときのゴールのイメージという部分で、難しい御質問と思いましたが、この5年間につきましては、特にコロナというところもございまして、各取組も順調にできていなかった部分も多かったところがございます。それが直接的に影響したかどうかは明確にはなっていないのですけれども、素案についての資料の3ページに文化意識調査だったり、特に右下の文化財を保存・活用する取組の重要度について、令和5年度は下がってしまっているという部分がございます、そういった部分に現れてしまったのかというところがございます。

ですので、次の5年間でやることとしては、こういった部分の意識を高める取組ですとか、そういったものがまず必要になってくるということで、資料の5ページの右上のほうにありますけれども、具体的な数値目標を設定したところがございます。大切だと思う割合が、令和5年度は86.8%になっているものですから、それを90%は維持しようというところが1点、そして観覧者数も指標になってくると思いますので、こういったところも設定していて、こういったところに向けた文化財の保存・活用ですので、ゴールというものがあるのかどうかという部分もあるのですけれども、少なくともこの5年間においては、こういったところを目指して取組を進めていく方向とっておりました。

永山邸、豊平館の具体のところ、なかなかこれもまた難しい質問かと思いましたが、連携といいますか、行政と指定管理者との連携という部分の不足分がもしかしたらあったりするかと。

○池ノ上委員 すみません、中途半端な質問で申し訳なかったのですが、Actionのほうは、例えばよく言われている「市の指定文化財の横の連携の仕組みをつくれぬ」というような話があるので、「連携」の、この計画が立てられているのに、なぜそのアクションが起こらないのかとか、あるいはボランティアみたいな話も先ほどから出ていたと思うのですが、やっぱり市民を巻き込んでどう文化財を生かしながら市民の活動の場をつくって

いくつかみたいな話がよく議論されると思うのですが、なかなか次の担い手が現れないのですね。それをどうやって組織として発展させていくかみたいな話とかがよくあると思うのですね。

それもやっぱり仕掛けの問題、スタートアップをどうするのかとか、結局、この間うちの経営、うちというか学園内ですけれども、経営学部の先生とマネジメントの話をいろいろしていて、「まちづくりと企業のマネジメントと似ているね」という話で共感したのが、人が動くために必要な要素が二つあって、それは価値と意味なのだという話をされていたのですね。

文化財のボランティアで活動されている方の多くは、価値というよりは意味を持たれていると思います。なぜ自分が活動するのかとかということをよく知っている方々なのでよね。その方々に、例えば文化財の大切さみたいなことを問うと、それは当然「大切だ」という回答をしてくれると思うのですけれども、では札幌市の200万市民がいる中で文化財に対して意味を感じている人がどれぐらいいるのかと考えると、なかなか難しいかなと。一方で、永山邸なんかはそうですが、「ナガヤマレスト」みたいな形で経済活動の資源として使うみたいなこととかもあって、それは価値だと思うのですね。価値は強い弱いみたいなものもあって、他方で意味は善悪、あるいは、あるかないかで終わってしまうのですけれども。

これをどう、両方を両立させていくかということが重要だという話です。意味を持っている方々を増やすというのはなかなか難しく、そうすると、価値から入る人がいてもいいのではないかという議論も必要だと思います。さらにそんな方々をどう増やしていくのかという戦略もあるかと思います。例えば、文化財に関するボランティアグループの方々は、立ち上げ段階が楽しいのですね。だから、新しい人や若い子たちはそのグループにはほとんど入っていかないし、入れてもらえないのですね。そうすると、後継者不足を問題視するよりも、新しい組織がどんどんできていく仕組みをつくらないと続いていかないのではないかなと思いますね。コミュニティができてしまうので、その人たちはもう自分たちが共有している意味の中で活動を続けていくことに楽しみを覚えているとか、自己実現のための活動をされています。なので単純にその組織をどう継続させるかとか、拡大させるかという話よりかは、新しい組織をどうスタートアップさせていくかみたいな視点というのも重要ではないかなというところですよ。

ゴールのイメージの話だけもう少しだけさせていただくと、目的のところに「魅力あるまちづくりを進めるための基本的な方針」ということが書かれていて、抽象的にはこれはとてもよく書いた文章だなと思っています。文化庁とか、今、文化政策をやられている東大の先生方がこの文化政策の転換をなぜしているのかとか、しようとしているのかという話をするとき、やっぱり文化というのは地域をつかさどっている一つの大きな仕組みなので、この文化を誰が決めて、誰が担っていくのかという話がやっぱり重要だという話をされているのですよね。

札幌市の場合、先ほどの地域文化財の制度も含めて、それを指定していくことを国でも行政でもなくて、結果的に市が認定をするのですけれども、地域文化財という形で市民がボトムアップ型で挙げていこうという仕組みをつくっており、まさにその考え方は基本的理念には沿っているかなと思っているのですね。結果的にそれは、魅力ある札幌とは何かとか、これからの札幌はどうあるべきかみたいなことを考える機会を、文化を通して市民の皆さんに考えてもらうことかなとは思ってはいるのですね。

地域計画を地域がつくる大きな理由として、私はそれが大切だと思っています。

やもすると、国の経済成長戦略だとか、国の交付金が出せないからみたいな理屈がありますが、その辺りのことがここには書かれていないのはとてもいいなと思います。でも具体的イメージ、ゴールイメージみたいなものをもう少し触れられないかなと思います。

○谷本会長 ありがとうございます。かなり哲学的なところもありますし、この審議会で必要とされる大所高所からの御意見だと思いますので、これも一つ踏まえていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、往田先生。

○往田委員 この2023年度、令和5年度の文化財等の保存・活用の取組が大切だと思う人の割合が86.8%という数字に、下がったというのは、これはコロナの影響もあると思うのですけれども、一つには経済活動の低下というか、札幌市の文化局の方に申し上げていいことかどうか分からないというか、失礼な話になるかもしれないのですけれども、市民の税金をこちらのほうに回すよりは違うところに回してほしいと思う人のほうが普通に多いのではないかと思います。でもその一方で、コロナが明けて、去年、今年と、ライラックまつりとか雪まつりとかオータムフェストとか、そこら辺にお金を落としている人というのは非常に多いのですよね。

なので、市民の方が経済的にいろいろ物価高にもなってきた大変だなと思っている反面、楽しいこととかおいしいことにはお金を出すのではないかなと。その一つの現れが永山邸に関しては、高校生とか大学生とかが楽しんで、学校の帰りに寄ってインスタで発信しているというようなので成功事例が出てきたように、これやると楽しいよねとか、これやるとおいしいよねというような、イベントには文化財というような意味合いについては大きく思わない方でも、お金を落としていくのではないかなというふうに思います。

なので、単純に文化財ということだけではなくて、別な観光とか食とか、そういうのと結びつけていかないとこの数字は伸びていかないというのと、あと観覧者数も、ざっくりと、このくらい人が来てほしいというふうに出していますけれども、この間にまた耐震改装で閉館していくような場所もあるわけですし、札幌市も人口が減っていつている状態で、観光客はこれから工夫次第でというか放っておいてもある程度見込んでいる状態だと思いますので、でも市民が減っていつている、観光客は横ばいから上昇という中で、ここを取り込んでいくには魅力発信というところが、単に文化財としての周知というよりも、人の気持ちとか活動の上で魅力的なことには足を運ぶし、お金を落としていくのではない

かと思しますので、そこら辺をつなげて考えていくということが大事ではないかなと。

結局そこでお金を落としてもらおうことで、文化財を保存していくための資金というか、そういったところにも遠巻きでなっていくわけなので、そういうようなつながりがというか、つくっていく必要はあるのではないかなというふうには強く思いました。

○谷本会長 ありがとうございます。社会状況が変わっていく、それに対応したというステータスですね、こういう御意見だったと思います。

どうぞ。

○事務局（宮村） 割合が少し減少した原因ですけれども、明確なところは分からないと
思っているのですが、令和5年度においても、これまで継続してきた文化財に対する取組
そのものは中止したということはないところですので、例えば令和2年から4年度ま
での新型コロナの影響で文化財に触れる機会が、少なくなった。その中で5類への移行を
迎えて、これまで制限されていたことがなくなって活動が再開してきたことで、総体的な
部分だとは思うのですが、文化財に対する保存とか活用するという関心が若干低く
なったことが考えられると分析していたところでした。

また、委員がおっしゃられていたような魅力の発信、例えば食ですとかにお金を使っ
ていると思しますので、そういったところと組み合わせるといことナガヤマレストのよう
にできるのか、全てがそういったことにはならないと思うのですが、例えば先ほどの説明
にある関連文化財群とストーリーにつなげていくとかが考えられますので、引き続き検討
していきたいと思っております。

○谷本会長 ほかには、いかがでしょうか。

この際、お願いします。

○高瀬委員 素案の23ページで、8000年前ぐらいまでに温暖な気候はピークを迎え
るという文言がありますが、ピークはもっと後なので、直したほうがいいと思います。場
所によって違いますが、7000年前から6000年前の間にあると思います。

25ページ、アイヌ文化期以降のところ、竪穴住居と平地式住居が出てきますが、平
地住居でよいと思います。竪穴式も、今は式をつけませんので。それから、「アイヌ文化
期が形成された」の次に「現在アイヌ文化として捉えられている文化は、近世に記録され
たものです」という説明が出てきます。これは、考古学的なアイヌ文化期の説明だと思
いますが、現在でいうところの一般的な意味でのアイヌ文化の説明とも読めてしまうので、
表現の修正が必要かと思えます。あくまでも考古学的な意味でのアイヌ文化期の説明だ
ということが分かるような形にする必要があると思えます。

ストーリーのところ、70ページの最初から二つ目の段落に「土器の発明は、地球温暖
化による気候変動と環境変化の中であって、人々の食生活に劇的な変化をもたらしまし
た」という文言がありますが、これも札幌の土器のことを言っているのか、人類の土器の
発明のことを言っているのか、わかりにくいです。少なくとも日本だと、1万6500年
ぐらい前に土器が出てきますが、そのときはまだ氷期で地球温暖化とは関係のない時期に

あたりますので、このあたりの記述も修正したほうがよいのではないかなと思います。

71ページの縄文遺跡の最初のところでも、先ほどと同じく8000年前に温暖化のピークに関わる文言が出てきますが、これも修正が必要かと思います。

内部資料なので外に出ることは多分ないかと思うのですが、先ほどのアイヌ文化の説明と関連してA3の資料の6ページ、「アイヌ伝統文化振興」が施策の内容に入っています。ここで目指されているのは、アイヌ文化の振興であって、伝統文化の振興だけではないと思います。もちろん伝統文化も重要ですが、それだけではなく現在のアイヌ文化も含めないといけないと思います。この資料の中では伝統的なものだけが強調されている印象を受けますが、こうした表現が残っていると本文にもそれが反映されてしまうことを危惧しています。伝統文化だけにこだわるような表現は避ける方向で記述したほうがよいかと思います。現在の地域計画の本文ではそうした表現は少ないと思いますが、近世段階のアイヌ文化だけがアイヌ文化であるというような誤解を与えないように細心の注意を払うべきかと思います。

以上です。

○事務局（宮村） ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。具体的に御指摘をいただきました。

今のような具体的な個別の案のことで全く問題ございませんので、何かこの際ございますでしょうか。甲地委員、お願いします。

○甲地委員 私も、言いたかった箇所は高瀬先生と同じ箇所だったのですけれども、内部資料ということですし、ここのA3の資料はこれまでの現行の計画の振り返りという形で書かれているということは理解しているので、必ずしもこれからのことにも反映されないと思うのですが、細かいことなのですけれども、気がついたときに言っていないと意識のベースになることだと思うので。

例えば3ページ目のアイヌ文化交流センターのところ、これは事業名として確定している、今さら変更はできないのしょうけれども、「各種講座やイベント等によるアイヌ民族の伝統文化活動等の推進並びに保存・継承・振興等及び市民とアイヌ民族との交流による市民理解の促進」と。（この表現だと）「市民」と「アイヌ民族」というのは対立項なのかというように読めて、引っかかったのですよね。アイヌ民族だって市民のはずなのですよ。「市民理解の促進」というのも、要するに市民の側、マジョリティの側にメリットを与えることに焦点が絞られているように読まれかねません。細かいことなのですけれども、こういうところはすごく引っかかるし、マイクロアグレッションとかそういうのは、こういうところに潜んでいると思うのですよね。もちろん、今さらこの事業名を変えろということではないのですが、今後こういった資料を作るとか事業名を考えたりするときに気をつけていただきたいと。6ページ目もそうです。6ページ目も先ほど高瀬先生が指摘してくださった、アイヌ文化を伝統文化だけに限定するのはおかしいということもそのとおりですし、またこれも事業名のところですが、「市民がアイヌ文化に身

近に触れる機会の創出によるアイヌ伝統文化の保存・継承・振興」。「市民が」ということは、アイヌ文化をしない人が市民であり、アイヌ文化をする人は市民ではないのかという、何かすごく無意識に最初から分断されているような表現というのは気になるなと思いました。

もちろん、アイヌ文化をよく知っている人と知らない人とでは、知らない人の割合が現状では多いので、そういった方たちへの普及啓発というのは当然大切だと思うのですが、普及啓発をされる側のアイヌの立場から見ると、常にこちら側から絞り出して絞り出して、マジョリティは満足するけれども、マイノリティにとって自分たちの文化の継承にはどれだけの絞り出しただけのメリットが返ってくるのかというところで、疲弊したり絶望したりするところだと思うので。普及啓発は大事なけれども、それが一方にだけ流れていくようなものではない。当然そこに具体的にはどんなコーディネートが必要なのかといった具体的な施策も考えなければいけない部分であるのですが、まずはこういう文言のところから意識を変えていかなければということを感じました。

あと、これは確認なのですけれども、先ほどおっしゃった8月9日までに御意見をいただきたいといった部分は、この次期策定計画がこの後、第5章以降も来ると思うのですが、これに関して御意見くださいということですよ。今日は4章までですけれども、5章、6章もこの後いただけるということですね。5章、6章は変更ないということですか。

○事務局（佐藤） 5章、6章が、まさに今回御説明させていただいた今後の取組ですとか、課題の反省ですとか、そういったところを5章、6章でまとめていくところがございます。今回いただいた意見等踏まえて、5章、6章をまとめまして、8月9日までには5章、6章を渡すのは難しいので、2回目の保護審議会までの間に本編を整理しまして、2回目のときには素案全てまとまったような形でお見せできるようにしたいなと考えているところがございます。

○甲地委員 あと、赤文字、黒文字がありますけれども、赤文字が今回。

○事務局（佐藤） 更新しているところがございます。

○甲地委員 ありがとうございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

今、歴史あるいはアイヌ民族に関して御意見、御指摘がございました。そのみに限らないことでも何かございましたら、もう少し時間を取ることができます。

泉委員、お願いいたします。

○泉委員 先ほど往田先生おっしゃったとおり、昨年度の我々預かっているイベントへの来場者は、過去最高を記録したイベントが多くありました。一方で、オリンピック招致断念ですとか、新幹線の延伸延期についてもそうですし、先の観光にも寄与するであろう大きな出来事が、いい結果と、将来的にはどうなっていくのだろうという出来事が令和5年度というのは多く発生したのかなと思っていまして、そんな環境の中で、先ほど池ノ上先

生御指摘のとおり、この地域計画が、どこを、何を指すのかというところが、現在の環境と先の5年後の環境がどうなっていくのかというのがなかなか見通せない中で方向性を出さなければいけないという、なかなか切ない期間の計画になると思っています。

そんな中で、文化財を観光の目的としていただいて、文化財を訪れる観光客が増えて、この58万人につながっていくという仕組みにしているのかどうなのか。要は、多くある文化財というのは本州にも多くあって、札幌にある文化財、黒岩家のような文化財は本州のほうがよっぽど多くあるわけでありまして、すべからず全ての文化財が観光客に来ていただかなくてもいいというか、めりはりがあってもいいのではないのかなという気がします。

時計台であったり、今、赤レンガ庁舎も見えてきましたし、そこら辺の磨き上げというか、関連するストーリーを周知することによって、観光客は時計台なんてもっと来てもいいと思いますし、全ての地域の文化財を観光客に向けて周知広報する必要があるのかという、僕はちょっと違うのではないかという思いを持ちながら、この地域計画、池ノ上先生がおっしゃったように何を指すのかというところにもつながるのかなという思いを持ちながら聞いておりました。

以上でございます。

○谷本会長 今の御意見について何か返事はありますか。

○事務局（宮村） 観光目的であったときに、特に市内中心部を回る方が当然多いというところもございますので、中心部から遠いところの文化財も、当然必要なものであるので、我々としてはぜひ知っていただきたい気持ちはあるのですけれども、泉委員がおっしゃった考えも参考に計画の具体的な取組ですとか、そういった部分について検討したいと思いました。

すぐに、答えが出なくて申し訳ございません。

○事務局（米森） 1点補足させていただくと、今回、関連文化財群とストーリーを効果的に活用するために観光事業者さんにももちろん発信していくのですけれども、市民の皆様にもまだ十分周知されていないのではないのかなというところもございます。そこを市民の方にも周知していくことによりまして、観光客はもちろん、おっしゃるとおり街中、特に時計台とか、そういったところは観光客の方はもっともっと増やしていけるのではないかなと思っはいるのですけれども、ほかのところは、観光客はもちろん来ていただきたいのですけれども、市民の方々にも多く訪れていただきたいなというふうに思っているところでございます。

そういった意味では、この文化財の観覧者数の58万人という数字も、観光客のみならず、市民の方々にも来ていただきたいなと考えているところでもございまして、今回、特に子どもを対象とした取組も進めていきたいというところもあるのですけれども、特に子どもが体験すると保護者の方とかもいらっしゃる、そういった年代の方にもそういったところにも訪れていただいて、重要性みたいなものも次の世代に引き継いでいっていただき

たいなというような取組も今回進めていければいいかなというふうに思っております。

委員の先生がおっしゃるとおりでございます。観光客のみならず、市民の方々にも来ていただけるような取組を進めていきたいなというふうに考えております。

○谷本会長 分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞお願いします。

○照井委員 大変よく検討された資料だなと思いました。

それで、まず2ページの(2)の道の動向で、共通の基盤の保存活用方針の中の②、後継者・指導者の育成というふうにあつて、その後、4ページの素案の Action 3 のところの、伝えるの課題に対する取組に、「守り伝えるための担い手の確保が困難な状況にある」と、よく出てくるのですけれども、これに対しての具体的なアクションの方策ですが、見たところちょっと記載が見受けられなかったもので、あれば教えていただきたいのと、これに対して、とにかくアクションを起こしてすぐに解決する問題ではないと思うので、長期ビジョンをもって、どういうふうにこれを解決していくのかというのは、もう直近で始めていかないと駄目なことなのかなというふうに思いました。

それから、知っていただく、周知をするということに関しては、コンテンツの作成とか、そういうのはできているのですけれども、結局、問題なのは公開の方法、周知する、どういうふうに誰に効果的に知ってもらえるのかということ、ただ出せばいいのではなくて、その検討が非常に重要なのかなと。そこがないと、どんなコンテンツがあっても伝わらない。だから、そこに注力する必要があるのかなというふうに思いました。

あとは、ちょっと計画とは別なのですけれども、今日の審議会の令和5年の報告事項かが最初ありますよね。そのときに、基本的にはここで札幌市さんがやっていることの報告事項が、現状だと、保存活用地域計画のどの部分、これであればこれのどの部分をやっているのか、詳しくは今回のこの資料にありますよね。これのどこの部分をやっているのかということを出していただくと、皆さん共通で、計画の中のどこの部分の話を今しているのかということが、委員もそうですし、関係の方々皆さんに分かって、全体の中でどういうふうにこれを捉えようかというのが分かりやすくなるのかなというふうにちょっと思いました。

以上です。

○谷本会長 どうもありがとうございました。

御意見についていかがでしょうか。どうぞ。

○事務局(栗山) 担い手のお話ありがとうございましたけれども、非常に難しい、我々にとっても難しい課題で、いろいろな対象があると思うのですね。一つは、ここに出てきている取組で、真ん中の一番下のほうの取組がありますけれども、無形文化財については、今のところやっていること自体、アイヌ伝統文化振興にアシリチェブノミの補助金とか、丘珠獅子舞の補助金とか、そういう形で後継者育成をしていただくような仕組みを整えているというところでございます。

もう一つ、検証の一番下のところですが、郷土資料館については、なかなか地域の方々の高齢化の問題がございます。若い人にどういうふうに興味を持ってもらえるかというのは課題でございます。今のところ、そういうところの中でまず知ってもらうことが大事だということで、今回のようなパンフレットを作りましたけれども、今回、今年度に向けては、子ども向けのそういったパンフレットを作れないかどうかということを考えまして、まずは広く知ってもらうことに注力しなければいけないというふうに思っています。

そのためには、委員御指摘のとおり、どういう手段でそれを伝えるのかということにはまさに課題でありまして、例えばエックスを使ったらいいとか、フェイスブックなのか、あるいは世代に応じた効果的な情報提供の仕方とか、あるいは子どもに参加してもらう、次代を担うのは子どもですから、そこに向けてどうやって魅力的なイベントをやって、知ってもらっていくのかということを検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○照井委員 担い手に関していろいろある、そのいろいろが何なのかということを確認にする。それがすぐできなくていいのですよね、すぐできないから。ですが、具体的にどういう担い手が不足しているのかというのを具体的にピックアップする。それに今どういう施策、何か対処方法は打たれているのかどうかを確認にする。今日のお話にあった文化財を修繕する職人の方々の減少も近年著しいところです。そういうのをまず記録するだけでも違いますし、先ほどゴールの話もありました通り、小さなゴールでも、大きなゴールでも、今これを行っているよというのもいいのですけれども、それがちゃんといつゴールを迎えるのかということに対して、今何をやっているのか。できていないなら、いつゴールなのだけれども、今はできていないということをみんなで共有していかないと、長いビジョンの中での結果というのは、生まれにくくなると思います。

ゴールの話で、共通したゴールのイメージを持つのはすごく大事だと思っていて、パリオリンピックの開会式のまち並みは、歴史的な建物の塊です。あれを見たら、いろいろな思いはあるでしょうけれども、文化財があるまち並みというのは、皆がぱっとイメージできる。この写真も、これを維持しないとなくなってしまうわけですね。でも維持しないとなくなってしまうということは、多くの方はあまり意識していないわけです。いつまでもずっとあると思っている。これは維持する人たちがいるから、これを維持すると100年後もある。そういうことがなかなか伝わっていない。ゴールのイメージというのはいろいろあるのでしょうか、多分、視覚的なイメージというのは物すごく強いので、みんなが共有できるビジュアル的なゴールのイメージとあると良いと思います。

○事務局（栗山） ありがとうございます。

○谷本会長 時間も大体予定したタイミングになってきたのですけれども、田山先生何かございますか。

○田山委員 皆さんのお話を聞かせていただいて、いろいろたくさん考えることがあつ

て、話すとすごく長くなりそうなので、大変興味あるのはゴールの話ですよ。これはとても大事なことで、私は、意識の話がちょっと出ていましたけれども、市民意識をどうつくっていくかということに、そういう意味では、観光よりも私は市民に文化財をどう生かしてもらうか、札幌市民に。文化財に来ていない市民がたくさんいるし、できれば文化財にはリピーターが来てほしい。何回も来る。そして、札幌市民だったら、その愛着を持って語れる、誇りを持つとか、そういう意識を最終的に持っていくということが必要なのだ。そのためには、多分、実際に文化財に足を運んでもらうというのがまず先にないと。来たら、価値が分かる、よさが分かる、こういうふうな実務が大事なと思うのです。

先ほど部長さんも言われたけれども、そういう意味では子どもというのはすごく大事で、学校教育に大きく関わって、子どもにやっぱり来てもらう。10年後にはその子たちが文化財を担う、そういう姿になっていくというふうになるので、やはりまず足を運んでもらう。そうすると、そこに愛着や、私はね、難しい郷土愛とか市民意識だとか言わなくても、思い出が残ればいいと思うのですよ。昔、10年前、あそこに行って、ああだったよなという思い出が人に残っていく。そうすると、10年後にまた来てみたい。実は東京に住むことになったけれども、札幌のあそこに誰かを連れて一緒に来たいとか、そういうふうになるのではないかと思うので、まずは足を運んでもらう。そして、そこを理解して、よさを知ってもらう。それが次世代の人たちというので、私は、あまり観光客よりも市民のほうに目をむいた計画が大事なと思って聞いていました。

ほかにもたくさんいっぱいあるのですけれども、後でメールで、もしかしたら打つかもしれません。ありがとうございました。

○**谷本会長** ありがとうございます。市民への発信、これも大切だという大変重要な御発言がありました。

○**事務局（米森）** ありがとうございます。今のゴールの話もあったかと思うのですが、このA3ペーパーの1枚目の右上に、一旦、目指す姿というものをお示しさせていただいているのですが、「市民が共有し、次の世代に引き継いでいく、歴史文化の魅力あふれる都市」というところのより具体的なところというところが今、田山委員がおっしゃったような、そういったところなのかなというふうに改めていろいろ感じさせていただいたところがございます。ありがとうございます。

○**谷本会長** ありがとうございます。

どうぞ。

○**往田委員** またちょっと脱線するような話になるかもしれないのですが、学校教育というところでは、まず小中高と総合学習の時間があるので、そこを活用していただくというのと、あと、夏休みとか冬休みとか、そういうときに関連文化財群のお祭りみたいなイベントみたいなのを、1週間限定とか10日間限定とかでスタンプラリー的に回るような、そういうようなものを休みの前に学校のほうで配って、保護者の方と一緒に行って

もらうというような仕組みをつくってもらおう。

その中で、可能であれば文化財によっていろいろ制約があるので、難しいところはあると思うのですが、例えば夏休みであれば、屋外にソフトクリームスタンドを設営するくらいのことだったらどうでしょう、この文化財的にいろいろと制約はあると思うのですが、その中で1週間限定であれば、夏休みの子どもたち相手に、そういうようなことがあれば、足を運ぶきっかけとかモチベーションにもつながるのかなど。ソフトクリームスタンドが難しければ、単純に清涼飲料水の販売とか、清涼飲料水でも例えばラムネとかだったら季節的にそういう関連文化財で取る水分で合うのかなというふうに思ったりしました。簡単なお祭りの要素を制約内で1週間限定とかで行えば、もっと足を運んでもらうきっかけになるのかなと思いました。

○谷本会長 個別具体的な御提案だったので、御検討いただければと思います。

まだまだ時間あれば議論したいところではあるのですが、4時15分までということになっておりますので、ほかに議論、あるいはお気づきの点があれば、後で事務局からいただいたメールに具体的な返事、あるいは全体的な意見でも構いませんよね、はい、いただければと思います。

最後一つ確認ですが、前は札幌市歴史文化基本構想策定委員会というのがあって、そこに諮問して、私たちの審議会がその報告を受けたというふうに記憶しているのですが、今回は、私たちと、それから専門家の先生方に意見を伺うことで、いわゆる意見聴取になるということなのですね。

はい、分かりました。そうすると、私たちの役割はかなり重い、前回に比べれば重いとか具体的ということになりますかね。

○事務局（宮村） 歴史文化基本構想の策定委員会というのは前回つくっておまして、まさに前は、往田委員もその中の一人で公募委員として入っていただいていたと思います。今回、策定委員会の中から数人有識者として御意見を聞くことになっておまして、委員会としての立上げはしませんけれども、前回関わってくださった先生たちにも意見を聞いて、その意見を9月の第2回目の委員会に反映できたらと思っているところです。

○谷本会長 分かりました。先ほどアイヌ民族に関する議論がかなりありましたけれども、前回の策定委員会には民族当事者を含むアイヌ文化の分野の専門家の方がいらっしゃいました。今回はそのファクターはないということですね。

○事務局（宮村） 今のところは、考えていないところです。

○谷本会長 であれば、そういった側面についても、今回意見を聴取する専門家にはそのような方が見当たらないので、この審議会ですらそういった点について、もしお聞きになりたい点があれば、いただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

では、時間も過ぎておりますので、予定されていた5つの議題に関する議論についてはここまでにさせていただきますと思います。

このほか、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（宮村） 次回の審議会の予定について御連絡いたします。

第2回の審議会は、既に日程調整させていただいております、9月10日火曜日10時からの開催予定です。場所は同じこの場所を予定しております。議題といたしましては、本日御説明させていただきました「第2期札幌市文化財保存活用地域計画」の素案について、本日いただいた御意見ですとか有識者の意見を反映した箇所などの修正案を示したいと考えております。また、本日お配りしていない本編の第5章以降についても、それも併せて意見をいただきたいと考えているところでございます。

また、本日の文化財保護審議会の関係ですけれども、公開に関する取扱要領第9条によりまして、審議会終了後は会議要旨を作成しまして、出席された委員に内容を御確認いただいた上で公開する旨を定めているところです。会議要旨につきましては、会長の指名する委員2名から署名をいただく旨の定めがございますので、指名を受けた委員におかれましては、御協力をお願いしたいと思います。

○谷本会長 ただいま会議要旨の作成と委員による署名について事務局から説明がございました。

会議要旨の署名委員を会長が指名するというところでございますので、本日の会議要旨の署名について、甲地先生と高瀬先生をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。では事務局は、後日会議要旨を全ての委員に確認をいただいた上で、両委員から署名をもらうようお願いいたします。

3 閉 会

○谷本会長 以上をもちまして、令和6年度第1回札幌市文化財保護審議会を終了いたします。

皆様の御協力によりまして、滞りなく議事を終えることができました。ちょっと時間が過ぎてしまい申し訳ございません。どうもありがとうございました。

この会議要旨は、事実と相違ないことを証明いたします。

令和7年12月23日

札幌市文化財保護審議会委員

署名人 甲地 利恵

署名人 高瀬 克範